

# **教育再生の実行に向けた教職員等指導体制 の在り方等に関する検討会議**

## **提言 資料編**

**教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の  
在り方等に関する検討会議 提言  
資料編 目次**

<b>1. 公立義務教育諸学校の教職員定数関係資料</b>	<b>1</b>
○ 教職員の配置・身分・給与の仕組み	2
○ 学級編制について	3
○ 公立小中学校等の教職員定数の仕組み（イメージ）	4
○ 公立小・中学校の副校長（本務者）配置数の推移	5
○ 公立小・中学校の主幹教諭（本務者）配置数の推移	6
○ 公立小・中学校の指導教諭（本務者）配置数の推移	7
○ 加配定数について	8
○ 東日本大震災への対応のための教職員の加配定数措置	11
○ 公立義務教育諸学校の基礎定数と加配定数の推移	12
○ 教職員定数改善の経緯	13
○ 公立義務教育諸学校教職員定数改善と自然減の推移	14
○ 教員一人当たり児童生徒数の変化（OECD平均との比較）	15
○ 一学級当たり児童生徒数[国際比較]	16
○ 教員一人当たり児童生徒数[国際比較]	17
○ 35人以下学級の推進に関する経緯について	18
○ 今後の教職員等指導体制に関する規定・附帯決議（平成23年義務標準法改正関係）	19
○ 35人以下学級の割合（学年別・都道府県別）	20
○ 平成26年度における国の標準を下回る学級編制の実施状況について	22
○ 学級規模別の在籍者数・専門スタッフの割合の国際比較	25
○ ティーム・ティーチングを実施している学校の割合	26
○ 習熟度別少人数指導等の実施校の割合	27
○ 教科等の担任制の実施状況（小学校）	28
○ 公立小学校の専科担任教員について	29
<b>2. 公立義務教育諸学校の教職員給与関係資料</b>	<b>30</b>
○ 教員給与関係法令	31
○ 人材確保法について	33
○ 一般行政職と教員の給与比較	35
○ 公立学校教員の給与水準の推移について	36
○ 教職調整額について	37
○ 教員の手当について	38
○ 平成18年度 公立小中学校教員勤務実態調査について	39
<b>3. 教職員定数・給与のこれまでの制度改正・予算措置等</b>	<b>40</b>
○ 少子化時代に対応する教職員配置改善等の推進（平成26年度義務教育費国庫負担金等予算）	41

○ 補習等のための指導員等派遣事業～経験豊かなシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生～	4 2
○ 「教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方検討チーム」について	4 3
○ 世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略	4 4
○ 少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備（平成26年度概算要求）	4 8
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要	4 9
○ 県費負担教職員の給与負担等の移譲について	5 3
<b>4. 学校現場を取り巻く状況</b>	<b>5 4</b>
○ 少子化社会に対応した教育再生に向けて	5 5
○ 学校現場が抱える問題の状況について	5 6
○ 近年の学校増減数と学校規模の推移	5 7
○ へき地等指定学校数の推移	5 8
○ 近年の公立学校の学校規模の推移	5 9
○ 特別支援学級及び特別支援学校の学級数及び在籍者数の推移	6 0
○ 特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移	6 1
○ 通級による指導の現状	6 2
○ 複式学級数及び在籍者数の推移	6 3
○ 公立小・中学校の採用者数・退職者数の推移	6 4
○ 公立小・中学校 年齢別教員数	6 5
○ 公立小・中学校の正規教員と非正規教員の推移	6 6
○ 学校と警察・消防の職員数の比較	6 7
<b>5. 各種調査・研究等</b>	<b>6 8</b>
○ OECD生徒の学習到達度調査（PISA2012）のポイント	6 9
○ 国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2011）のポイント	7 7
○ 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果	8 1
○ 我が国の教員（前期中等教育段階）の現状と課題- 国際教員指導環境調査（TALIS）の結果概要	8 6
○ 「Co-teachingスタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究 最終報告書」の概要について	8 7
○ 各国における学校職員（「Co-teachingスタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究（外国研究班）最終報告書」より）	9 3
<b>6. 閣議決定・提言等</b>	<b>9 8</b>
○ 「教育振興基本計画」（抜粋）（平成25年6月14日閣議決定）	9 9
○ 教育再生実行会議提言（抜粋）	1 0 2
<b>7. 平成27年度概算要求資料</b>	<b>1 0 6</b>
○ 教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の整備 ～新たな定数改善計画（案）（10ヶ年）の初年度分	1 0 7
○ 新たな定数改善計画（案）（10ヶ年（H27～H36））	1 0 8

○ 学校の教職員構造の転換 ～チーム学校の実現～	109
<b>8. 本検討会議の委員名簿・経緯等</b>	<b>110</b>
○ 教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等に関する検討会議の実施について	111
○ 教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等に関する検討会議 委員	112
○ 教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等に関する検討会議 検討経緯	113

# **1. 公立義務教育諸学校の 教職員定数関係資料**

# 教職員の配置・身分・給与の仕組み

## 教職員配置（教職員定数）に係る現行制度

小学校…… 1学級に1人の学級担任が配置されるよう教職員数を算定

校長：学校に1人 教頭・副校長：学校に原則1人

学級担任：学級に1人 学級担任外教員

（学級編制の標準：小1 35人以下 小2 40人以下）

児童生徒が著しく少ない小規模学校では、**複数学年の児童生徒を1学級に編制（複式学級）**するなどの工夫を実施

中学校…… 教科担任制を採用、**各教科（ ）ごとに必要となる教職員数を算定**

各教科：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語

## 教職員の身分・給与（県費負担教職員制度）

市町村立小・中学校等の教職員は、教育水準の維持向上のため、**給与を都道府県が負担（ ）し、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置を図っている。**

## 教職員給与費の国庫負担（義務教育費国庫負担制度）

都道府県が負担する教職員給与の費用の3分の1を国が負担。

国と都道府県は、法令に基づき算定される標準的な数の教職員給与を負担。

# 学級編制について

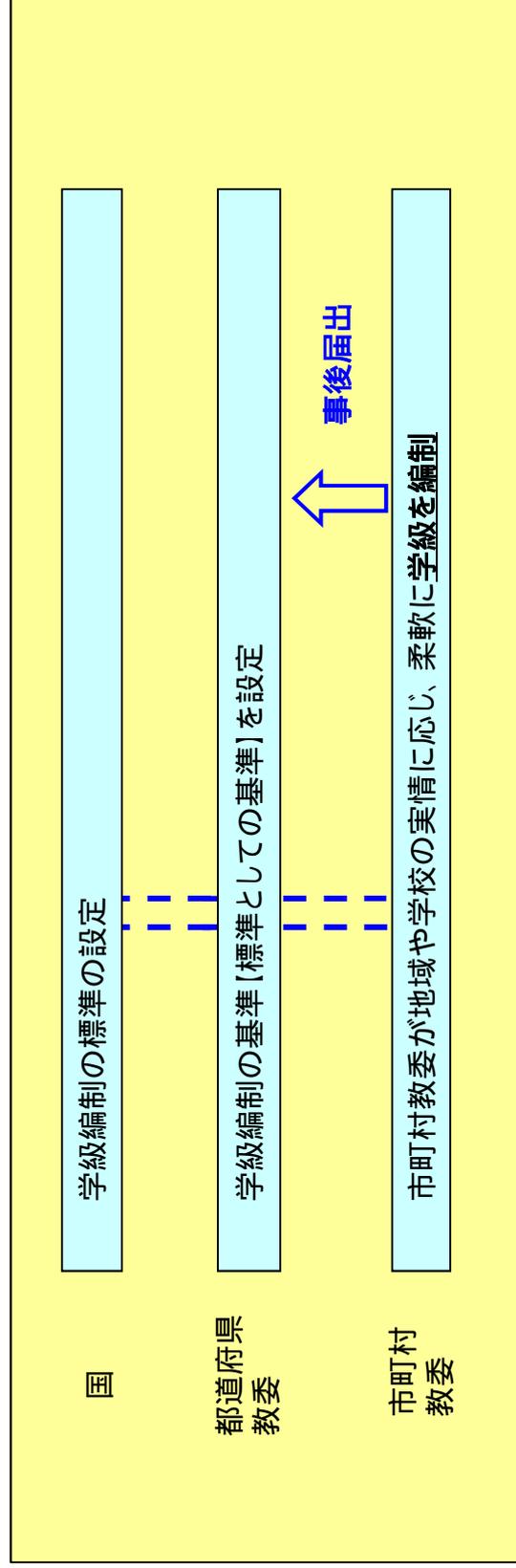
## 義務標準法に規定する学級編制の標準の数

< 小・中学校 >							
同学年で編制する学級	<table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>35人(1年生)</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>40人(2～6年生)</td> <td></td> </tr> </table>	小学校	中学校	35人(1年生)	40人	40人(2～6年生)	
小学校	中学校						
35人(1年生)	40人						
40人(2～6年生)							
複式学級(2学年)	8人						
(1年生を含む場合8人)							
特別支援学級	8人						
< 特別支援学校(小・中学部) >	6人 (重複障害 3人)						

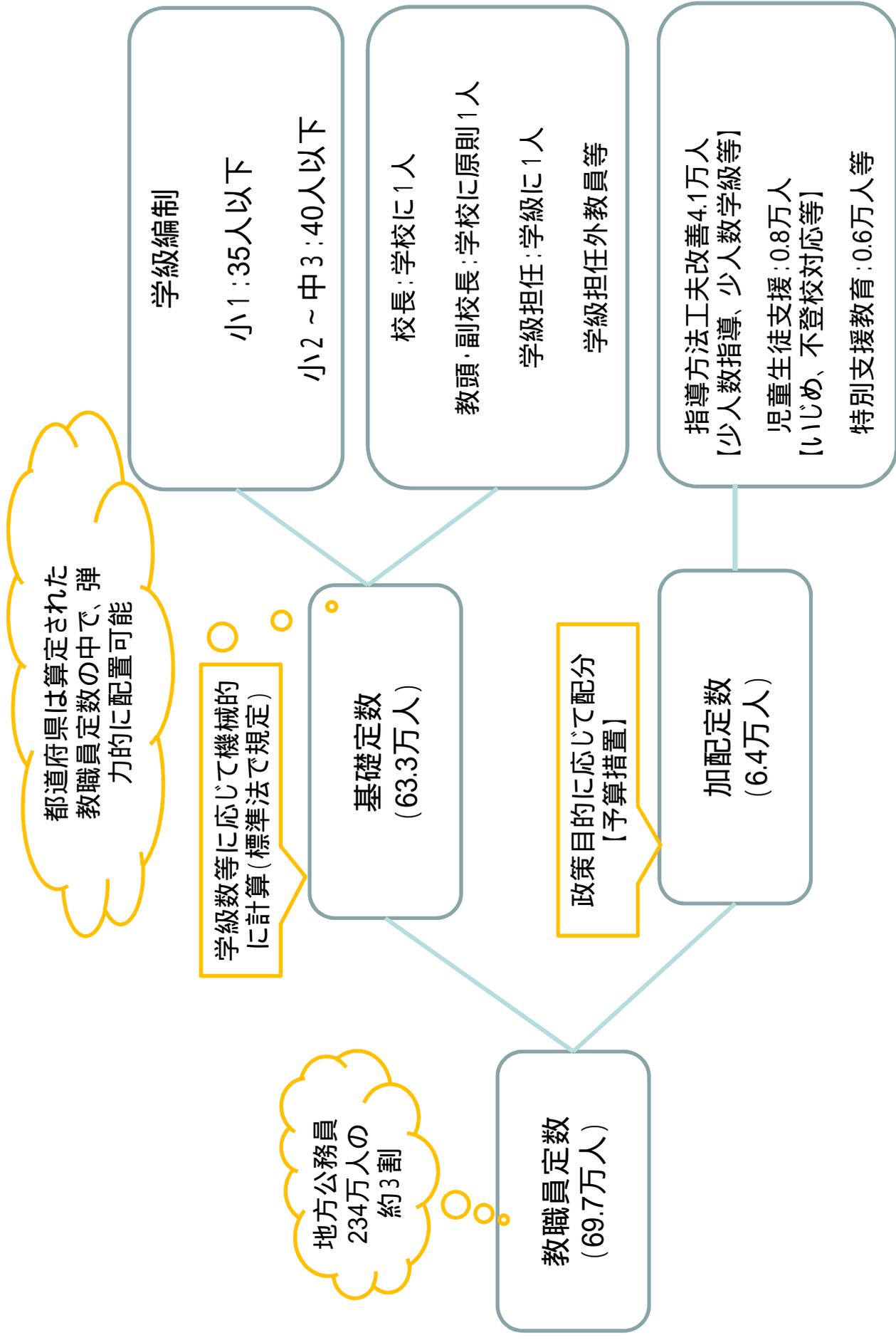
(参考)  
 小学校設置基準(文部科学省令)  
 (一学級の児童数)  
 第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)  
 第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

## 学級編制における国、都道府県、市町村の関係



# 公立小中学校等の教職員定数の仕組み(イメージ)



公立小・中学校の副校長(本務者)配置数の推移

(単位:人)

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			
	小学校	中学校	計																
北海道																	1	1	
青森県																			
岩手県				387	190	577	373	188	561	361	184	545	355	186	541	345	175	520	
宮城県					1	1		2	2		2	2		2	2		2	2	
秋田県																			
山形県																			
福島県																			
茨城県							9	3	12	13	4	17	14	5	19	15	4	19	
栃木県																			
群馬県											6	6		6	6	3	6	9	
埼玉県																			
千葉県		1	1	1	4	5	2	9	11	4	9	13	4	9	13	4	12	16	
東京都	1,331	639	1,970	1,327	639	1,966	1,324	642	1,966	1,324	640	1,964	1,320	638	1,958	1,318	636	1,954	
神奈川県																			
新潟県																			
富山県																			
石川県		1	1		1	1		1	1		1		1	1	1				
福井県																			
山梨県																			
長野県													1	1	2	1	1	2	
岐阜県																			
静岡県																			
愛知県																			
三重県																			
滋賀県																			
京都府					3	3		3	3		2	2		4	4	1	3	4	
大阪府																8	7	15	
兵庫県																			
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県				1	4	5	1	4	5	1	4	5	2	4	6	2	4	6	
島根県																			
岡山県					2	2	3	5	8	7	8	15	11	12	23	20	14	34	
広島県																			
山口県																			
徳島県	5	5	10	9	3	12	5	7	12	7	5	12	4	6	10	7	3	10	
香川県					2	2	1	2	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	
愛媛県																			
高知県																			
福岡県	5	3	8	7	5	12	8	6	14	10	7	17	11	8	19	14	9	23	
佐賀県																	5	9	14
長崎県				7	5	12	11	7	18	11	8	19	11	11	22	10	12	22	
熊本県														2	2		2	2	
大分県					1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
宮崎県					1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
鹿児島県																			
沖縄県				2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	
計	1,341	649	1,990	1,741	862	2,603	1,739	882	2,621	1,743	883	2,626	1,738	898	2,636	1,758	903	2,661	

(配置県数)

(5都県)

(15都府県)

(16都府県)

(17都府県)

(19都府県)

(21都府県)

出典:文部科学省「学校基本調査報告書」

公立小・中学校の主幹教諭(本務者)配置数の推移

(単位:人)

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
北海道				18	10	28	30	16	46	28	18	46	25	21	46	29	29	58
青森県																		
岩手県							12	9	21	25	14	39	34	25	59	39	30	69
宮城県				23	5	28	46	18	64	63	24	87	85	60	145	103	73	176
秋田県																		
山形県				10	6	16	10	6	16	10	6	16	10	6	16	10	6	16
福島県																		
茨城県																		
栃木県				17	13	30	17	13	30	18	13	31	18	14	32	18	14	32
群馬県																		
埼玉県				179	163	342	171	193	364	182	174	356	219	188	407	224	180	404
千葉県							3	15	18	9	21	30	17	27	44	19	28	47
東京都	1,537	1,489	3,026	1,607	1,514	3,121	1,722	1,534	3,256	2,191	1,818	4,009	2,253	1,851	4,104	2,381	1,863	4,244
神奈川県	3,041	1,899	4,940	3,148	1,937	5,085	3,114	1,973	5,087	3,112	1,985	5,097	3,097	1,989	5,086	3,007	1,932	4,939
新潟県				12	7	19	12	7	19	12	7	19	12	7	19	27	19	46
富山県																		
石川県	10	10	20	16	14	30	16	14	30	21	17	38	24	21	45	26	26	52
福井県																		
山梨県							6	3	9	7	7	14	12	10	22	14	12	26
長野県																		
岐阜県				11	23	34	12	23	35	12	23	35	12	23	35	11	23	34
静岡県				84	33	117	85	32	117	114	42	156	114	42	156	114	42	156
愛知県	23	27	50	22	28	50	22	28	50	22	28	50	16	34	50	14	36	50
三重県																		
滋賀県	6	6	12	11	11	22	11	11	22	11	11	22	15	15	30	17	17	34
京都府				28	31	59	25	29	54	22	33	55	24	29	53	25	33	58
大阪府	152	204	356	234	245	479	324	314	638	404	355	759	487	367	854	536	375	911
兵庫県	818	348	1,166	1,131	533	1,664	1,150	615	1,765	1,208	680	1,888	1,273	733	2,006	1,319	733	2,052
奈良県	3	7	10	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県				5	4	9	7	6	13	15	11	26	25	13	38	26	13	39
岡山県				10	10	20	20	20	40	30	30	60	40	40	80	52	49	101
広島県				105	49	154	109	58	167	113	58	171	111	55	166	108	55	163
山口県																		
徳島県	7	14	21	20	10	30	21	14	35	18	18	36	16	18	34	19	13	32
香川県				7	4	11	9	4	13	9	5	14	10	5	15	10	5	15
愛媛県		22	22	10	31	41	20	36	56	26	38	64	29	42	71	33	48	81
高知県				7	7	14	10	11	21	11	18	29	9	22	31	9	26	35
福岡県	34	67	101	103	176	279	209	245	454	310	317	627	422	389	811	526	437	963
佐賀県	14	10	24	16	12	28	18	16	34	19	17	36	22	19	41	26	19	45
長崎県				21	11	32	24	16	40	24	17	41	26	18	44	27	17	44
熊本県				3	8	11	8	14	22	14	20	34	23	24	47	29	28	57
大分県				3	7	10	3	7	10	3	7	10	3	7	10	20	30	50
宮崎県				11	9	20	21	16	37	22	16	38	32	20	52	33	22	55
鹿児島県																		
沖縄県				3	3	6	2	4	6	3	4	7	6	7	13	6	7	13
計	5,645	4,103	9,748	6,880	4,924	11,804	7,274	5,330	12,604	8,093	5,862	13,955	8,526	6,151	14,677	8,862	6,250	15,112

(配置県数)

(12都府県)

(31都道府県)

(34都道府県)

(34都道府県)

(34都道府県)

(34都道府県)

(出典:文部科学省「学校基本調査報告書」)

公立小・中学校の指導教諭(本務者)配置数の推移

(単位:人)

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計												
北海道																		
青森県																		
岩手県							3	3	6	4	7	11	6	9	15	7	9	16
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県	10	10	20	16	14	30	16	14	30	21	17	38	21	15	36	17	12	29
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																1		1
三重県																		
滋賀県																		
京都府				25	23	48	29	22	51	27	23	50	27	22	49	26	17	43
大阪府	154	95	249	215	130	345	270	165	435	307	202	509	334	238	572	360	242	602
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県				16	7	23	32	19	51	48	32	80	65	43	108	76	55	131
広島県				11	7	18	14	8	22	15	11	26	15	11	26	15	11	26
山口県																		
徳島県	33	16	49	37	22	59	45	22	67	51	23	74	56	21	77	57	24	81
香川県										10		10	15		15	25	21	46
愛媛県																		
高知県				4	1	5	6	5	11	7	4	11	6	7	13	4	7	11
福岡県	18	11	29	28	17	45	39	20	59	47	27	74	55	34	89	61	42	103
佐賀県																26	4	30
長崎県										1		1		1	1		1	1
熊本県																		
大分県													8	4	12	18	14	32
宮崎県				5	4	9	14	6	20	16	8	24	19	12	31	25	13	38
鹿児島県																		
沖縄県																		
計	215	132	347	357	225	582	468	284	752	553	355	908	627	417	1,044	718	472	1,190

(配置県数)

(4府県)

(9府県)

(10府県)

(12府県)

(13府県)

(15府県)

(出典:文部科学省「学校基本調査報告書」)

# 加 配 定 数 に つ い て

## 1 . 加配定数の制度化経緯

加配定数は、昭和44年の義務標準法改正で制度化。

昭和44年度は次の内容の加配定数を創設。

産炭、同和地区等の教育困難校への加配（現在の「児童生徒支援加配」）  
長期研修者の代替教員（現在の「研修等定数」）

その後、以下の内容の加配定数を順次制度化

平成元年度に、初任者研修に係る加配定数を制度化。

平成5年度に、チームティーチングによる指導、通級指導及び日本語指導に係る加配定数を制度化。

平成13年度に、少人数指導、養護教諭、栄養教諭及び事務職員に係る加配定数を制度化。

平成20年度に、主幹教諭に係る加配定数を制度化。

## 2 . 近年の加配定数の改善経緯

第7次教職員定数改善計画（平成13年度～17年度）

基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るため、平成13年度から17年度までの5ヵ年計画で、基本3教科で20人程度の少人数指導を実施するための加配定数など総数26,900人（うち、加配定数の改善：23,914人）の教職員定数を改善。

平成18年度以降、教職員定数改善計画の策定無し

平成17年8月に、第8次教職員定数改善計画案（平成18年度～22年度までの5ヵ年計画）を公表し、その初年度分を平成18年度概算要求に盛り込んだが、同年11月に、経済財政諮問会議で公務員の定員削減を進めることなどを内容とする「総人件費改革基本方針」が示されたことを受け、教職員定数改善計画の策定は見送られた。

その後、行政改革推進法（平成18年6月制定）や基本方針2006（平成18年7月閣議決定）による定数改善の抑制方針が示されたことから、計画に基づく定数改善は行わず、毎年度、行政改革推進法の範囲内で加配定数を改善。

平成18年度予算

< 概算要求 >

個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、第8次教職員定数改善計画案に基づき、初年度分として、少人数指導や通級指導、食育の充実など1,000人の教職員定数の改善（うち、加配定数の改善：625人）を概算要求に計上。

< 予算査定 >

計画の策定は見送るが、研修等定数の一部を削減（210人）した上で、通級指導及び食育の充実のための加配定数を329人改善。

## 平成19年度予算

### <概算要求>

特に緊急の対応を要する今日的な教育課題に対応できるよう、通級指導や食育の充実など331人の加配定数の改善を概算要求に計上。

### <予算査定>

研修等定数の一部を削減(292人)した上で、通級指導や食育の充実のための加配定数等を要求どおり331人改善。

## 平成20年度予算

### <概算要求>

「社会総がかりで教育再生を」(教育再生会議第一次報告)を踏まえ、教員の子どもと向き合う時間を拡充する観点から、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、習熟度別少人数指導、食育の充実など7,121人の加配定数の改善を概算要求に計上。

### <予算査定>

研修等定数の一部を削減(156人)した上で、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実のための加配定数を1,195人改善。

## 平成21年度予算

### <概算要求>

子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実など1,500人の加配定数の改善を概算要求に計上。

### <予算査定>

研修等定数の一部を削減(161人)した上で、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実のための加配定数等を1,000人改善。

## 平成22年度予算

### <概算要求>

確かな学力の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保するとともに、新学習指導要領の円滑な実施を図るため、理数教科の少人数指導や通級指導、食育の充実、主幹教諭のマネジメント機能の強化など5,500人の加配定数の改善を概算要求に計上。

### <予算査定>

理数教科の少人数指導や通級指導、食育の充実のための加配定数等を4,200人改善。

## 平成23年度予算

### <概算要求>

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)の初年度分として小学校1・2年生で35人以下学級を実現するために必要な8,300人の教職員定数(基礎定数)の改善を概算要求に計上。加配定数は前年度同数を計上。

### <予算査定>

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な教職員定数4,000人を措置するため、既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

## 平成24年度予算

### < 概算要求 >

東日本大震災への対応を含め、中学校における学習支援や特別支援教育など学習支援が真に必要な児童生徒への支援の充実を図るとともに、小学校における専科指導の充実などきめ細やかで質の高い指導の充実を図るために必要な2,900人の加配定数の改善を概算要求に計上。

このほか、小学校2年生の35人以下学級に必要な教職員定数（基礎定数）の改善も概算要求に計上。

### < 予算査定 >

概算要求で計上した2,900人の加配定数のほか、小学校2年生の36人以上学級の解消に必要な900人を加配定数として改善。

## 平成25年度予算

### < 概算要求 >

新たな教職員定数改善計画案の初年度分として、35人以下学級の推進など学級規模の適正化や個別の教育課題への対応に必要な5,200人の加配定数の改善を概算要求に計上。

### < 予算査定 >

教育再生実行の基盤として、いじめ問題への対応、特別支援教育や小学校専科指導の充実に対応するため1,400人の加配定数増を行う一方で、少子化による児童生徒数の減少等を踏まえた600人の合理化減を計上（800人の改善増）

## 平成26年度予算

### < 概算要求 >

世界トップレベルの学力・規範意識を育むきめ細かな指導体制を整備する観点から、今後7年間で33,500人の定数改善を図ることを目指した「教師力・学校力向上7か年戦略」の初年度分として、3,800人の加配定数の改善を概算要求に計上。

### < 予算査定 >

教育再生の基盤である教職員等指導体制について、小学校英語の教科化やいじめ問題等に対応するため703人の定数改善を行う一方で、今後の少子化等を踏まえ713人の合理化減等を計上。

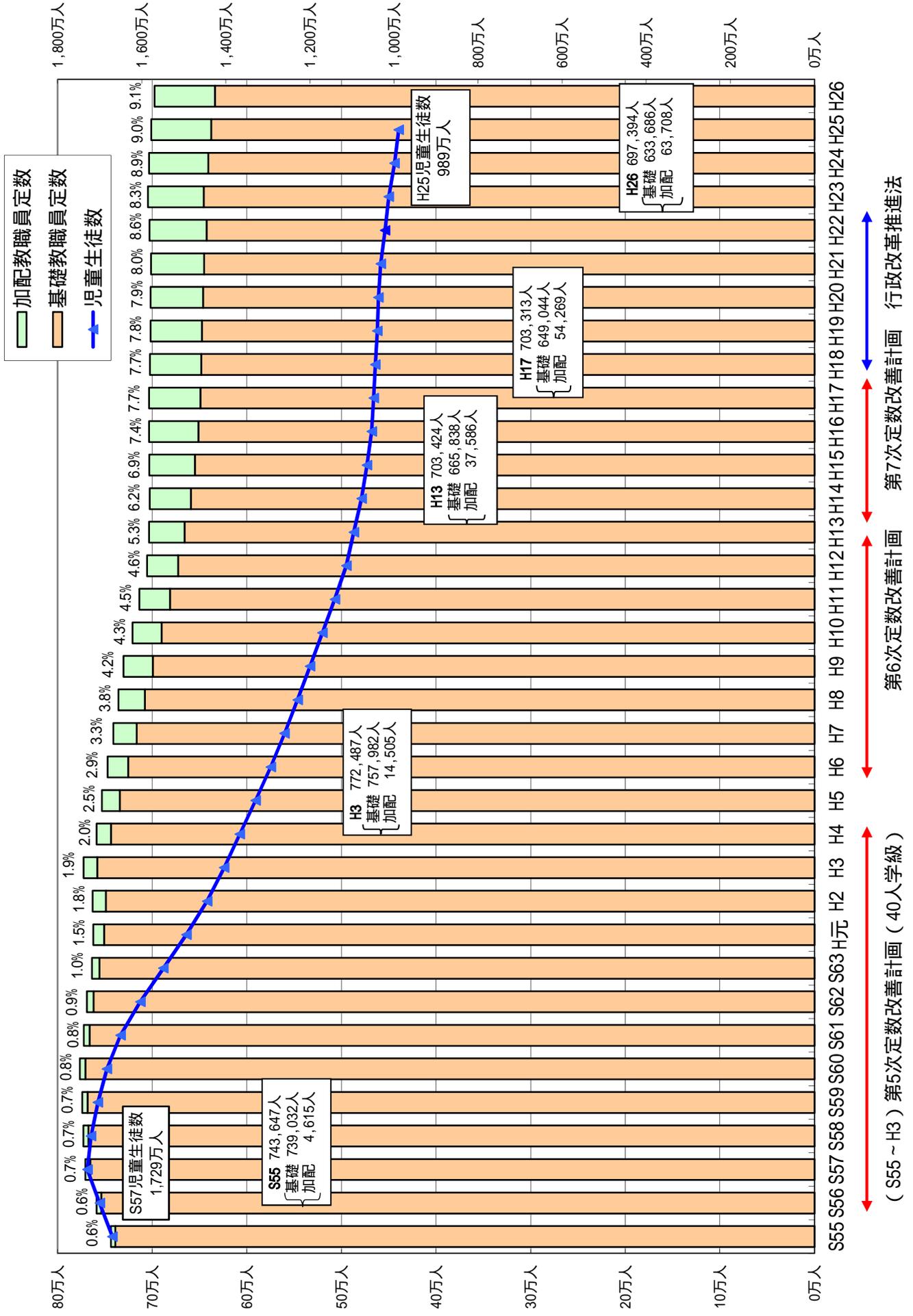
東日本大震災への対応のための  
教職員の加配定数措置(H26-H25)

(単位:人)

県名	義務教育諸学校全体		
	26年度	25年度	増減
岩手県	213	208	5
宮城県	228	216	12
山形県	5	5	0
福島県	503	503	0
茨城県	25	31	6
新潟県	12	12	0
合計	986	975	11

県名	高等学校		
	26年度	25年度	増減
岩手県	34	34	0
宮城県	27	26	1
山形県	0	0	0
福島県	22	7	15
茨城県	0	0	0
新潟県	0	0	0
合計	83	67	16

# 公立義務教育諸学校の基礎定数と加配定数の推移（昭和55年度～平成26年度）



# 教職員定数改善の経緯

## 1. これまでの教職員定数の計画的改善の状況

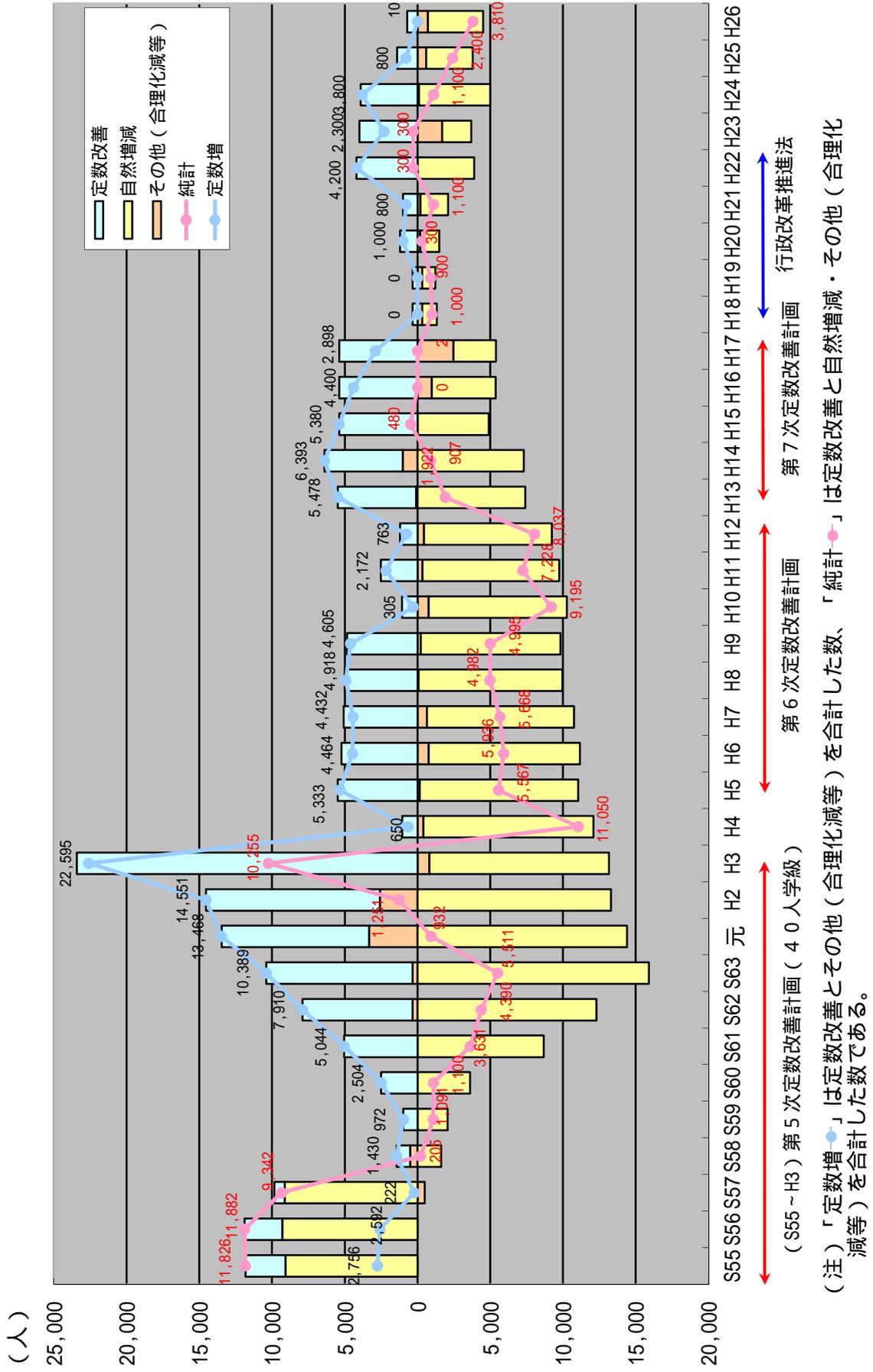
区分	第1次 34'~38' [5年計画]	第2次 39'~43' [5年計画]	第3次 44'~48' [5年計画]	第4次 49'~53' [5年計画]	第5次 55'~3' [12年計画]	第6次 5'~12' [6→8年計画]	第7次 13'~17' [5年計画]
学級編制の標準	50人	45人			40人		
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
自然増減	18,000人	77,960人	11,801人	38,610人	57,932人	78,600人	26,900人
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人

## 2. 平成18年度以降の教職員定数改善の状況

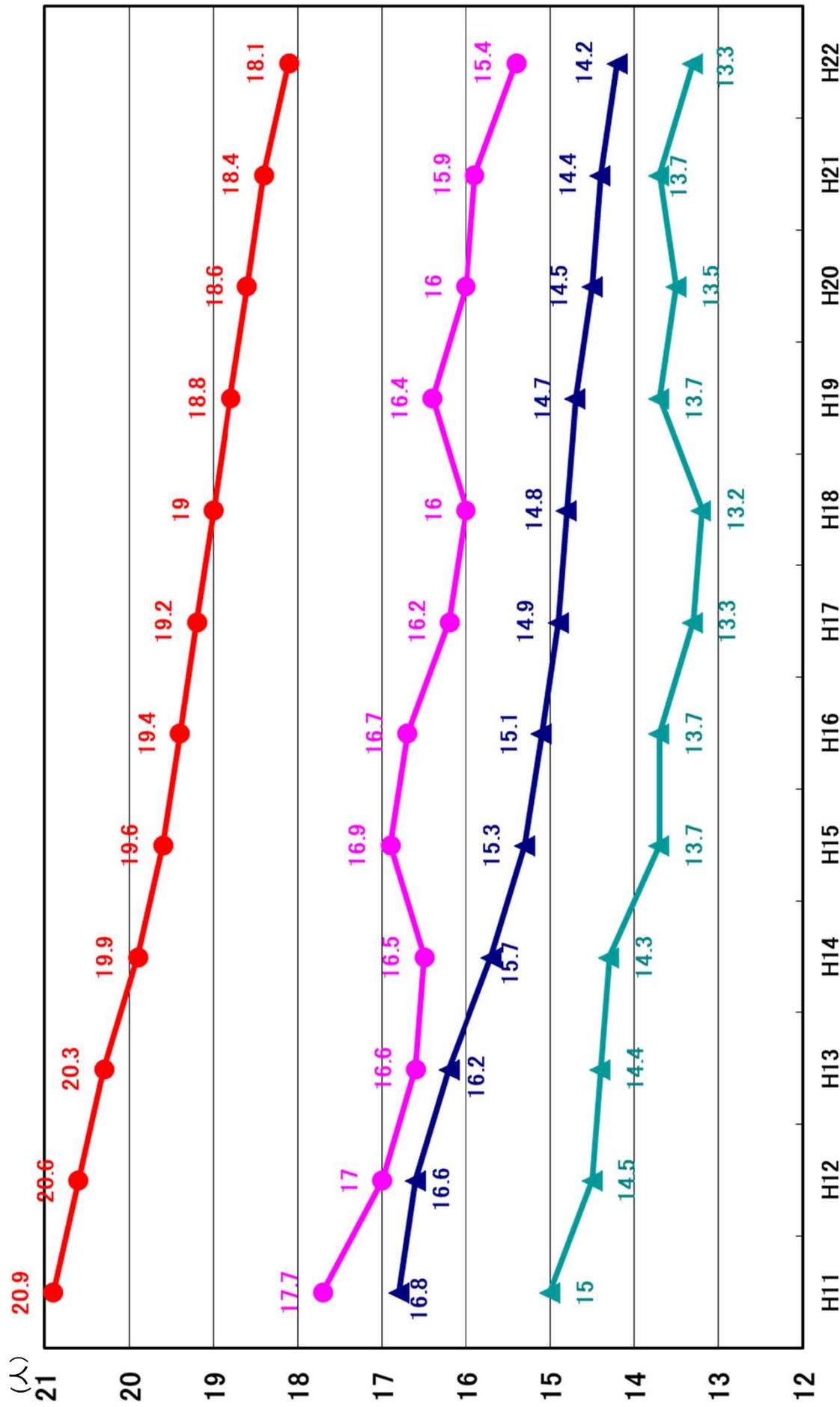
区分	18'	19'	20'	21'	22'	23'	24'	25'	26'
改善増	0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人	3,800人	800人	10人
概算要求	1,000人	331人	7,121人	1,500人	5,500人	8,300人	7,000人	5,200人	3,800人
自然減	1,000人	900人	1,300人	1,900人	3,900人	2,000人	4,900人	3,200人	3,800人
改善増の内容	・主幹教諭 ・特別支援教育 ・食育	・主幹教諭 ・特別支援教育 ・教員の事務負担軽減等	・理数教科の少人数指導 ・特別支援教育 ・外国人児童生徒等への日本語指導等	・小1のみ学級編制の標準を35人	・小2の36人以上学級解消 ・様々な児童生徒の実態に対応できる配定数措置 ・東日本大震災にかかわる教育復興支援	・いじめ問題への対応 ・特別支援教育 ・小学校における専科指導	・小学校英語の教科化への対応 ・いじめ・道徳教育への対応 ・特別支援教育の充実		
学級編制の標準	40人					小1:35人 小2~中3:40人			

18年以降の自然減合計 22,900人 改善増合計 12,890人

# 公立義務教育諸学校教職員定数改善と自然減の推移



# 教員一人当たり児童生徒数の変化（OECD平均との比較）



● 日本(小)    ● OECD(小)    ▲ 日本(中)    ▲ OECD(中)

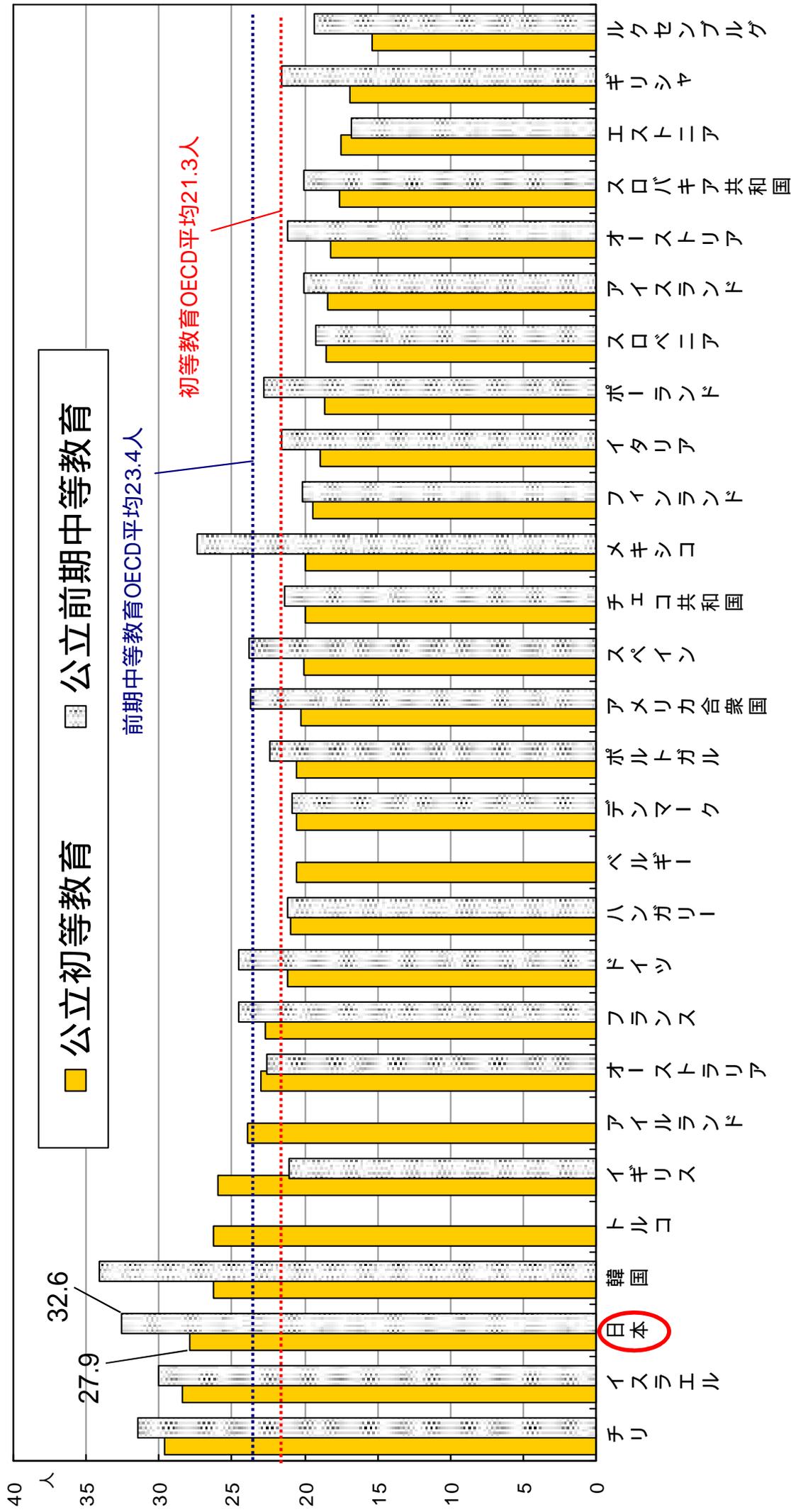
注) グラフ横軸の年度は日本の数値の年度であり、OECDの調査年の1年前となっている。

[例. 日本: 平成21年(2009年) → OECD平均: 2010年]

出典: OECD「図表で見る教育」

# 一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

国公立学校での平均学級規模は、初等教育27.9人、前期中等教育32.6人であり、OECD平均を上回り、もっとも高い国の一つ。



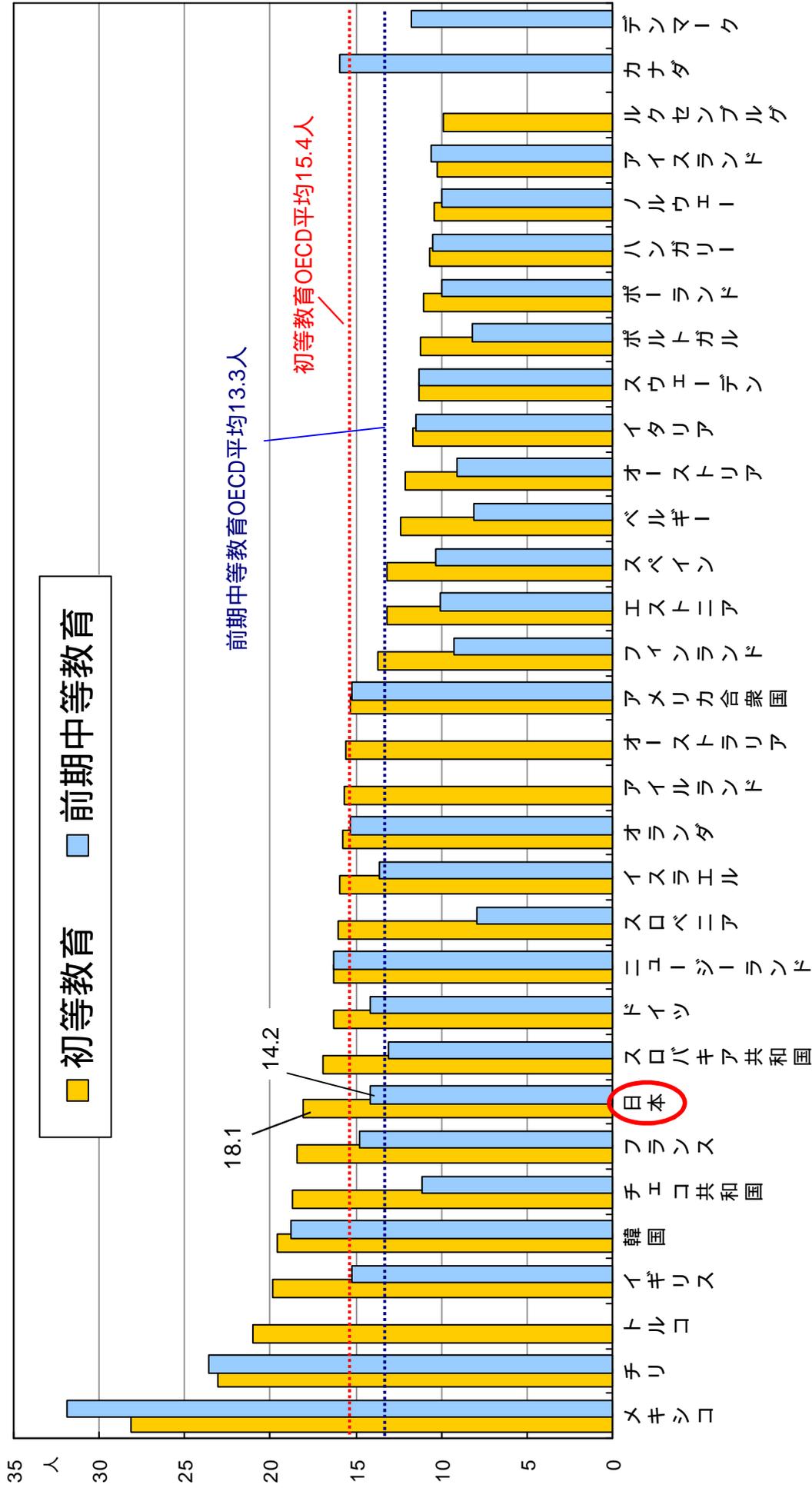
(注)・日本の数値は、平成22年度学校基本調査を元に算出したもの。

・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。(例,日本:平成22年(2010年) OECD平均:2011年)

・日本の数値が、学校基本調査に基づき数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる。

# 教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の国公立学校での教員1人当たり児童生徒数は、初等教育18.1人、前期中等教育14.2人、前期中等教育14.2人であり、OECD平均を上回る。



(注)・日本の数値は、平成22年度学校基本調査を元に算出したもの。

・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。(例:日本:平成22年(2010年) OECD平均:2011年))

・日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることによる。

## 35人以下学級の推進に関する経緯について

第7次教職員定数改善計画(H13～17)以降、計画的な定数改善は行われていない。  
40人学級の完成は平成3年。それ以降、法改正によるクラスサイズの引き下げはなかった。

### 平成23年度予算

#### 政府予算

- ・小1の35人以下学級を義務標準法改正(平成23年4月)により制度化。小2以降は、引き続き検討。 2,300人の定数改善(4,000人の定数措置のうち1,700人は加配定数からの振替)

### 平成24年度予算

#### 政府予算

- ・小2の35人以下学級について、法改正ではなく加配措置で対応。
- ・今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善については、引き続き検討することを財務省・文科省で文書合意。 3,800人の定数改善
  - ・小2の36人以上学級解消のための加配措置 : 900人
  - ・様々な児童生徒の実態に対応できる加配措置 : 1,900人
  - ・東日本大震災への対応のための加配措置 : 1,000人

### 平成25年度予算

#### 概算要求

- ・新たな教職員定数改善計画(H25～29の5か年、改善総数:26,700人)の策定を目指し、その初年度分として5,200人の定数改善を要求。
  - 小3から中3までの少人数学級の推進:18,700人(H25要求:3,600人)
  - いじめ、通級指導など個別の教育課題への対応:8,000人(H25要求:1,600人)



#### 政府予算

- ・800人の定数増(いじめ問題への対応、特別支援教育の充実等)
- ・小3以上の35人以下学級の推進や計画的な定数改善については、引き続き検討することを財務省・文科省で文書合意。
  - 補習等のための指導員等派遣事業を新たに実施(6,900人、常勤換算約2,100人)

### 平成26年度予算

#### 概算要求

- ・「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力7か年戦略」の実現を目指し、その初年度分として3,800人の定数改善を要求
  - 少人数教育の推進(2,100人) 個別の教育課題への対応(1,600人) 学校力の向上(900人)



#### 政府予算

- ・教職員定数の配置改善として、小学校英語の教科化、いじめ対策、道徳教育の充実や特別支援教育の充実などの重要課題に対応するため、703人の加配定数増を計上
- ・少人数教育のための定数改善は認められず。
  - 学校統合の進展等に伴う定数減としては、713人を計上

## 今後の教職員等指導体制の検討に関する規定・附帯決議（平成23年義務標準法改正関係）

### 1．義務標準法一部改正法（平成23年4月施行）附則の規定

#### 附 則

（検討等）

- 2 政府は、この法律の施行後、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることに鑑み、公立の義務教育諸学校（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 4 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方については、この法律の施行後、この法律の施行状況等を勘案し、教育上の諸課題に適切に対応するため、きめ細かな指導の一層の充実等を図る観点から、その全般に関し検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置を講じられるものとする。

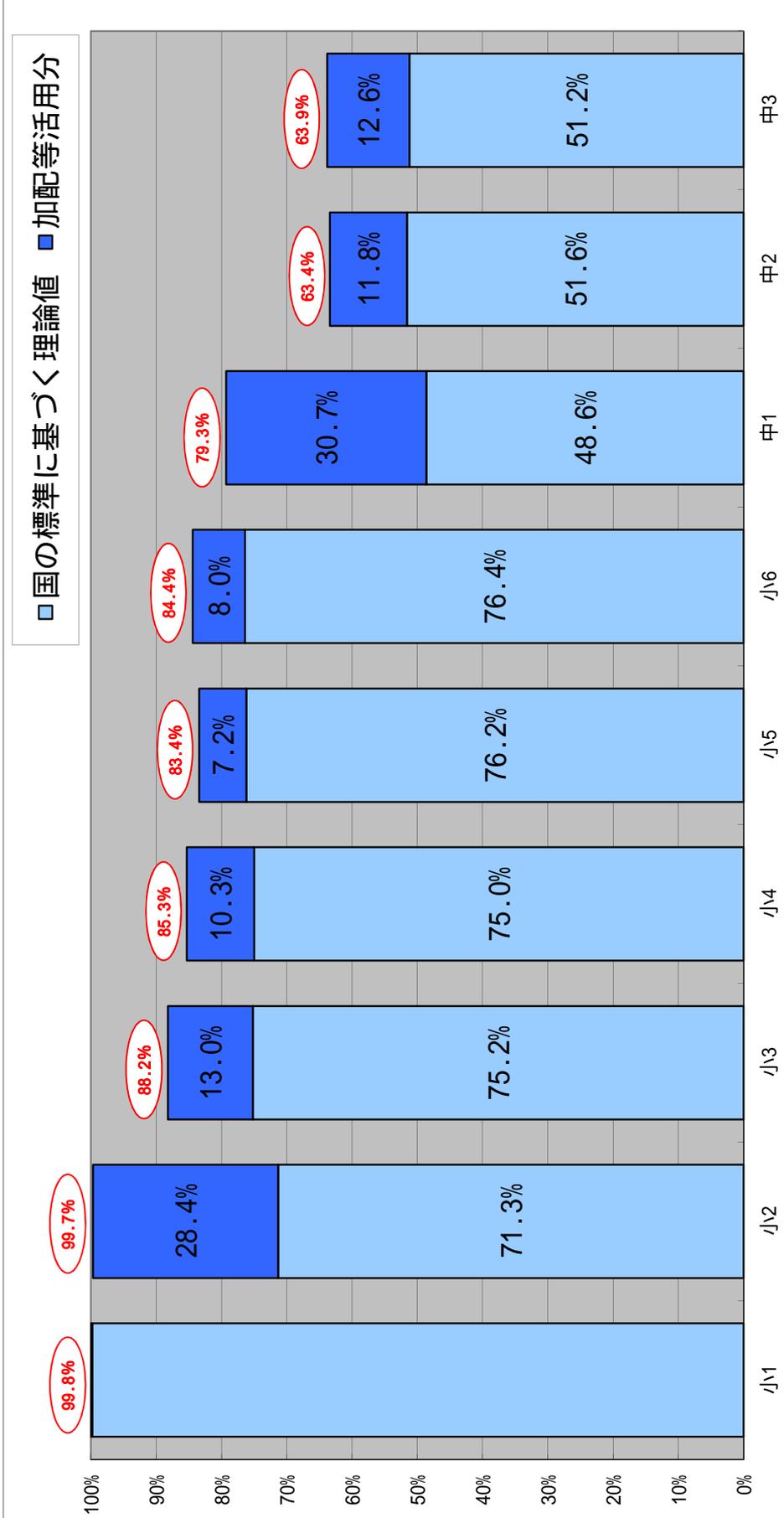
### 2．義務標準法一部改正法案に対する附帯決議（平成23年4月14日参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一．～九．（略）

十．学級数に基づく基礎定数と加配定数を組み合わせた現行教職員定数配置の在り方について、検討すること。

## 35人以下学級の割合



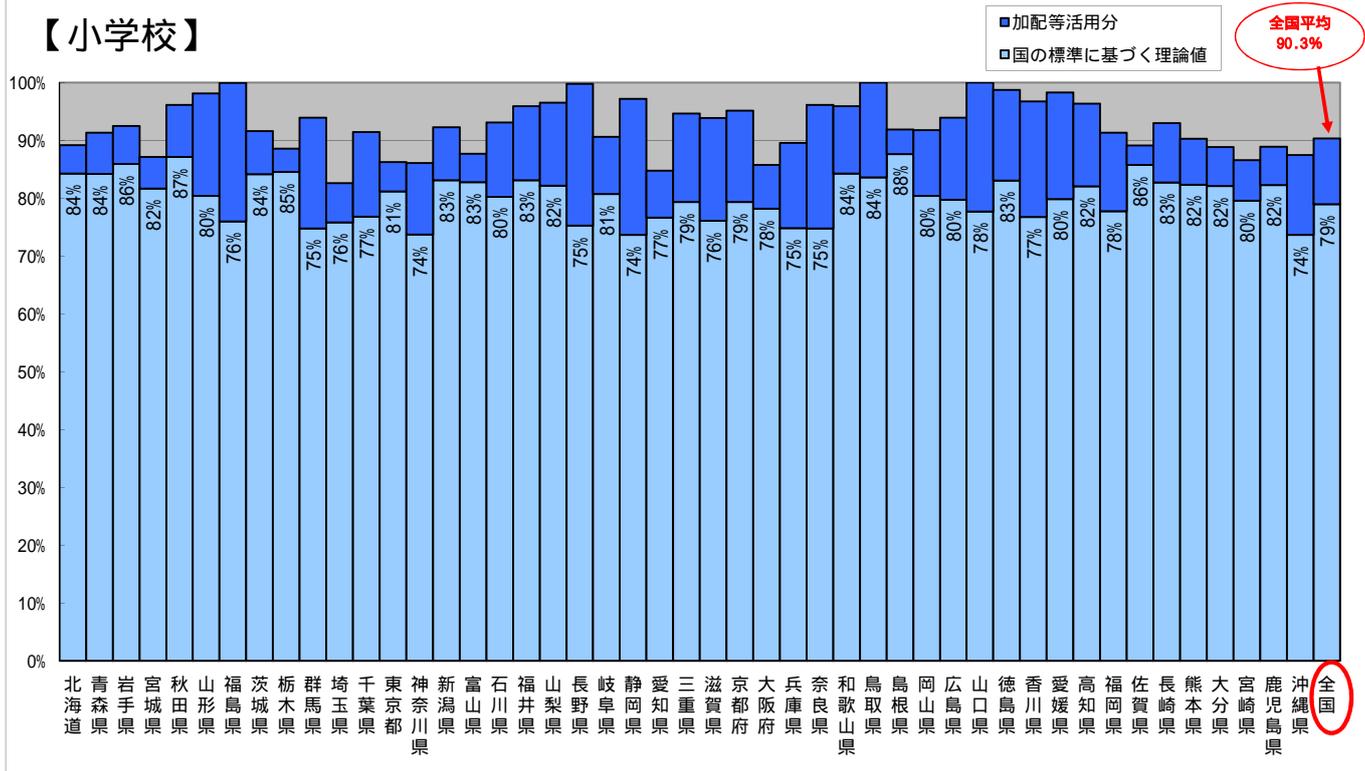
(出典：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度))

「国の標準に基づく理論値」は、国の標準（小1年：35人学級、小2～6年40人学級）により算定した場合、35人以下となる学級の割合

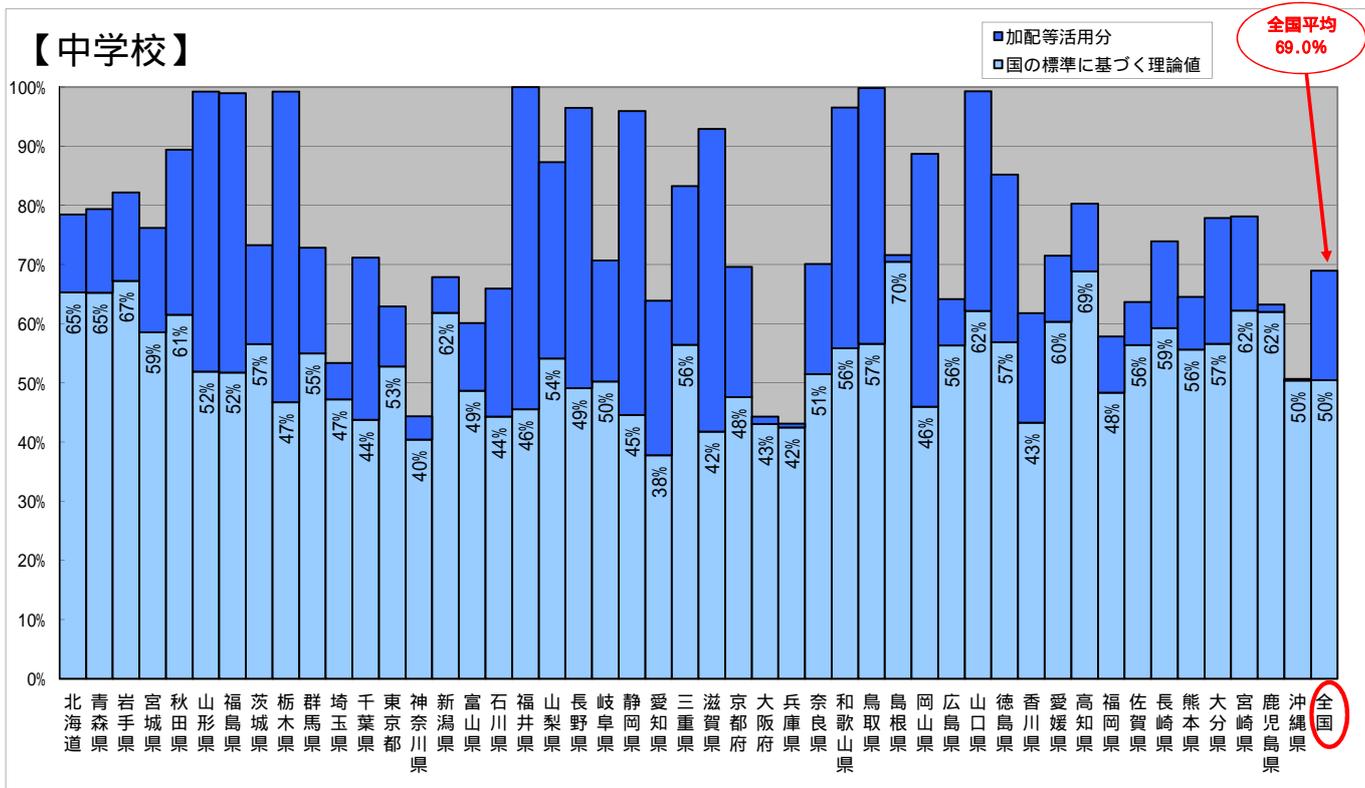
「加配等活用分」は、国からの加配等を活用し、都道府県が学級編制の弾力化を実施した結果、35人以下となった学級の割合

# 35人以下学級の割合

## 【小学校】



## 【中学校】



(出典：文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度))

「国の標準に基づく理論値」は、国の標準（小1年：35人学級、小2～6年40人学級）により算定した場合、35人以下となる学級の割合

「加配等活用分」は、国からの加配等を活用し、都道府県が学級編制の弾力化を実施した結果、35人以下となった学級の割合

## 平成26年度における国の標準を下回る学級編制の実施状況について

都道府県	校種	学年	選択制	概要
北海道	小	2年		35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
青森県	小 中	1～3年 1年		学年2学級以上の学校で33人以下学級、小学校2年生は学年1学級の学校で35人以下学級
岩手県	小	2年		35人以下学級
		3～4年		35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年		35人以下学級
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
宮城県	小	2年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
	小・中	全学年		個別の事情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
秋田県	小	1～4年		学年2学級以上の学校で30人程度学級、小学校2年生は学年1学級の学校で35人以下学級
	中	1～3年		学年2学級以上の学校で30人程度学級
山形県	小	1年		学年2学級以上の学校で33人以下学級(市町村教委からの要望)
		2年		学年1学級の学校で35人以下学級、学年2学級以上の学校で33人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	3～6年		学年2学級以上の学校で33人以下学級(市町村教委からの要望)
		全学年		学年2学級以上の学校で33人以下学級(市町村教委からの要望)
福島県	小	1・2年		30人以下学級
		3～6年		30人程度学級(33人での学級編制を可能とする定数を措置。市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)
	中	1年		30人以下学級
		2・3年		30人程度学級(33人での学級編制を可能とする定数を措置。市町村の判断により少人数指導を選択することも可能)
茨城県	小	2年		35人以下学級
	中	3～6年 1年		児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
栃木県	小	2年		35人以下学級
	中	全学年		35人以下学級
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)
群馬県	小	1・2年		30人以下学級
		3・4年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)
埼玉県	小	2年		児童の実態を考慮した35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年		生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)
千葉県	小	2年		35人以下学級(市町村教委からの要望)
		3～6年		38人以下学級(市町村教委からの要望)
		2・6年		前年度学級数の維持(市町村教委からの要望)
	中	1年		35人以下学級(市町村教委からの要望)
		2・3年		38人以下学級(市町村教委からの要望)
		全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
東京都	小	2年		35人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択
	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択
神奈川県	小	2年		35人以下学級
	中	3～6年		研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象、市町村教委からの要望)
		全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
新潟県	小	1・2年		32人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も含む。市町村教委からの要望)
		3・4・5年		35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)
	中	1年		35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)
小・中	全学年		児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)	
富山県	小	2年		35人以下学級
	中	2・4・6年 1年		前年度の学級を維持 35人以下学級又は少人数指導を、市町村教委が校長の意見を聞き選択
石川県	小	1.2.5.6年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
		2年		35人以下学級
	中	3・4年 1年		35人以下学級(学校長の判断により少人数授業との選択)

都道府県	校種	学年	選択制	概要
福井県	小	2・3年		35人以下学級
		5・6年		36人以下学級
	中	1年		30人以下学級
		2・3年		32人以下学級
山梨県	小	1年		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
		2年		学年1学級で、35人以下学級(市町村教委からの要望)、学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
		3～6年		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1～3年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
長野県	小	2～6年		35人以下学級
	中	全学年		35人以下学級
岐阜県	小	2・3年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村の届け出に基づく)
静岡県	小	2年		35人以下学級
	中	3～6年		35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)学校が少人数指導を選択することも可能
		全学年		35人以下学級(1学級の人数の下限を25人に設定)学校が少人数指導を選択することも可能
愛知県	小	2年		35人以下学級
	中	1年		
	小・中	全学年		児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委の判断)
三重県	小	1年		30人以下学級下限25人
	中	2年		30人以下学級下限25人、ただし、学年1～2学級の36人以上学級は解消
	中	1年		35人以下学級下限25人
	小・中	全学年		児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町教委からの要望)
滋賀県	小	2・3年		35人以下学級
		4年		児童の実態や教育課題を考慮し、少人数指導または35人以下学級を選択
		5・6年		児童の実態や教育課題を考慮し、少人数指導またはいずれか1つの学年での35人以下学級を選択
	中	1年		35人以下学級
		2・3年		生徒の実態や教育課題を考慮し、少人数指導または35人以下学級を選択
京都府	小	2年		前年度学級数の維持(市町村教委からの要望)
	中	全学年		30人程度の学級編制が可能となる定数を措置
	小・中			35人を超える学級規模の解消が可能となる定数を措置 個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
大阪府	小	2年		35人以下学級
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
兵庫県	小	2年		35人以下学級
		3・4年		研究指定校において35人以下学級(市町村教委からの要望)
奈良県	小	2年		35人以下学級(市町村教委からの要望)
	小・中	全学年		30人を超える学級で少人数学級編制を研究指定校として実施(市町村教委からの要望) 個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
和歌山県	小	2年		35人以下学級
	中	3～6年		研究指定校において35人以下学級。但し、学年2学級以下の場合は38人以下学級
		全学年		研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年		30人以下学級
		3～6年		35人以下学級
	中	1年		33人以下学級
		2・3年		35人以下学級
島根県	小	1・2年		1学級当たり児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
		3・4年		1学級当たり児童数が35人を超える学校で35人以下学級
		3～6年		過去2年連続で年度途中で児童数が学級編制基準を上回った学年で弾力化を実施(市町村教委からの要望)
	中	1年		1学級当たり生徒数が35人を超える学校で35人以下学級
		全学年		過去2年連続で年度途中で生徒数が学級編制基準を上回った学年で弾力化を実施(市町村教委からの要望)
岡山県	小	2年		35人以下学級
		3・4年		35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	5・6年		研究指定校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年		研究指定校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
広島県	小	2年		35人以下学級
山口県	小	1年		30人以下学級(県独自の研究指定校方式により実施)
	中	2～6年		35人以下学級
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)

都道府県	校種	学年	選択制	概要
徳島県	小	2～6年		35人以下学級
	中	1年		
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
香川県	小	2～4年		35人以下学級
	中	5・6年		1学級平均35人を超える学校で35人以下学級(市町教委からの要望)
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町教委からの要望)
愛媛県	小	2～4年		35人以下学級
	中	5・6年		児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小	1～4年		少人数学級を実施(小1・2は30人以下学級、小3・4は35人以下学級、中1は30人以下学級、市町村教委からの要望)
	中	1年		
	小・中	全学年		個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
福岡県	小	2年		35人以下学級
	中	3～6年		前年度学級数の維持(市町村教委からの要望)
	小・中	全学年		研究指定校において35人以下学級(市町村教委からの要望) 個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの要望)
佐賀県	小	2年		35人以下学級又はT・Tを市町教委が選択
	中	1年		
長崎県	小	1年		30人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く)
	中	2・6年		35人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く)
	小・中	1年		
熊本県	小	2年		35人以下学級
大分県	小	1年		30人以下学級(18人下限)
	中	2年		30人以下学級(20人下限)
宮崎県	小	1・2年		学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年		35人以下学級
	小・中	全学年		児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
鹿児島県	小	1・2年		学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年		生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級
沖縄県	小	1年		児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人以下学級(下限25人)
	中	2年		児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人以下学級(下限25人)及び35人以下学級
	小	3年		児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で35人以下学級
	中	1年		生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で35人以下学級

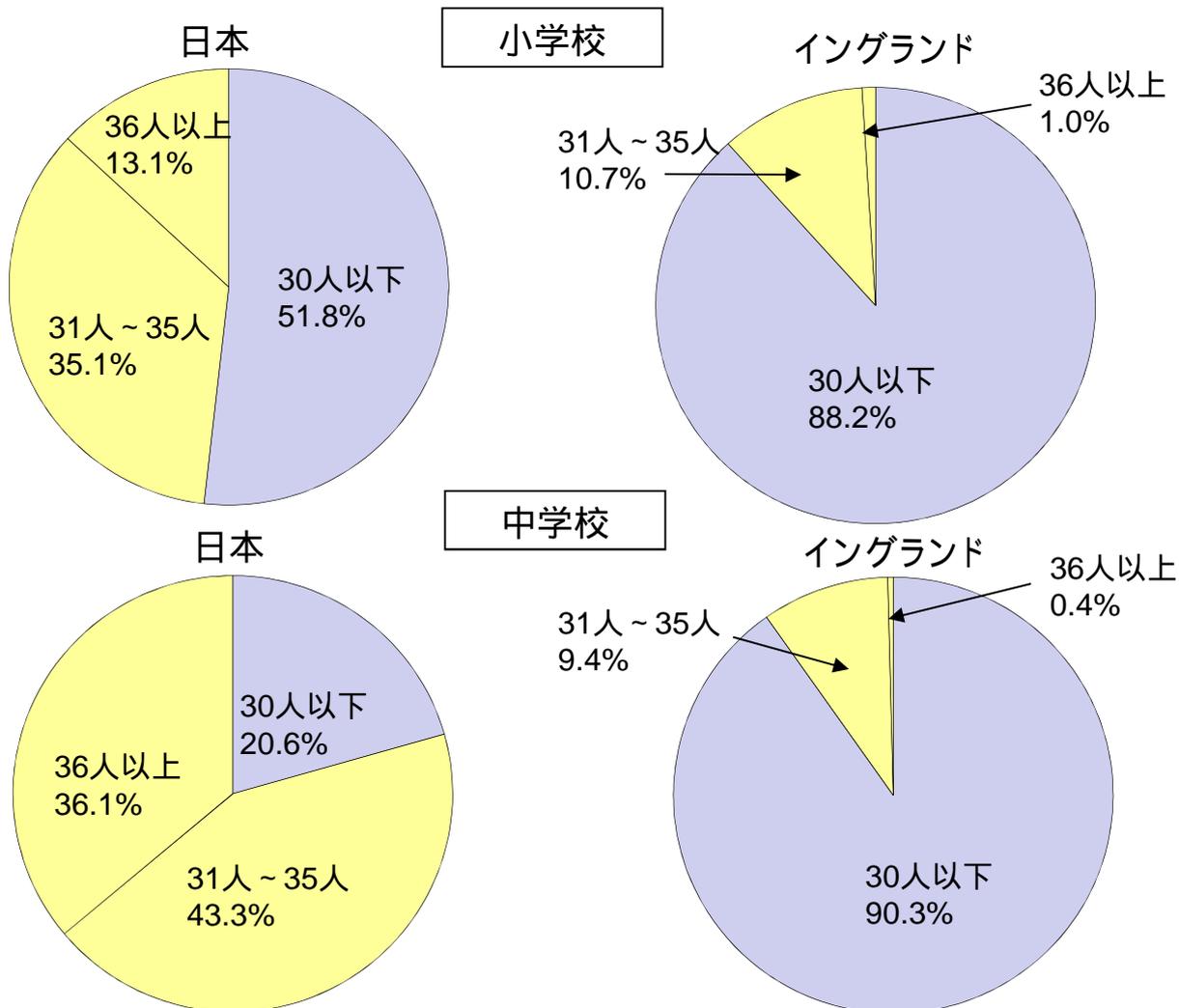
注1)「選択制」欄は、市町村の判断で、少人数学級又は少人数指導等の選択的な実施を認めている都道府県。

注2)「研究指定校による」実施は、国の加配定数を活用して少人数学級を実施している場合のうち、一部の学校を対象実施している場合。

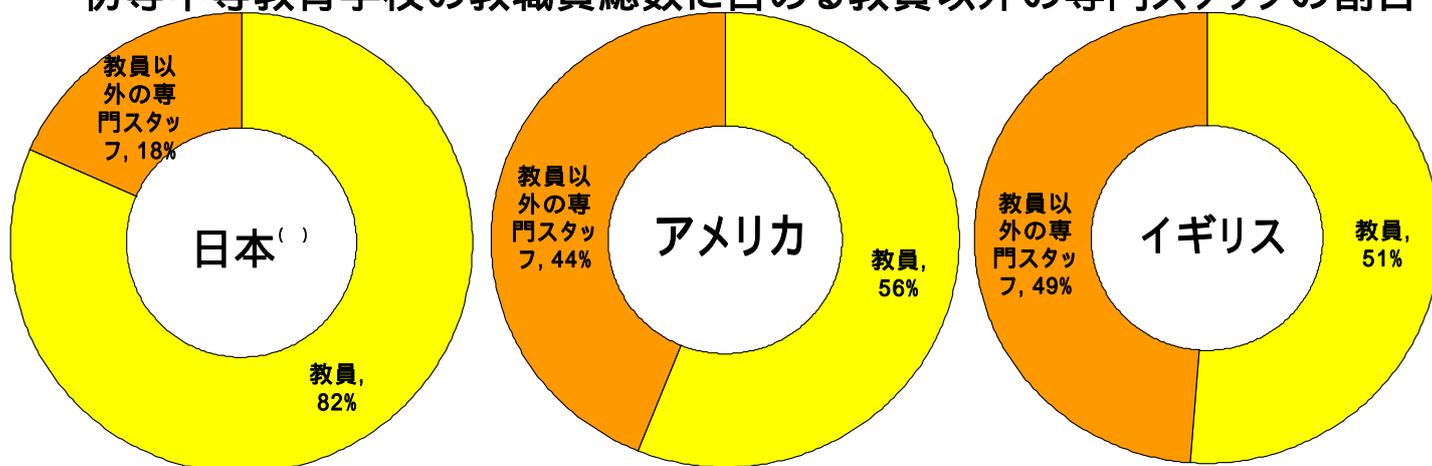
# 学級規模別の在籍者数・専門スタッフの割合の国際比較

## 学級規模別の在籍者数

(日:文部科学省「学校基本調査」(平成25年度) 英:DCSF:Schools,Pupils,and their Characteristics,January 2013)



## 初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典:文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度)、「Digest of Education Statistics 2012」、「School Workforce in England November 2013」

1 日本は小・中学校に関するデータ

2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

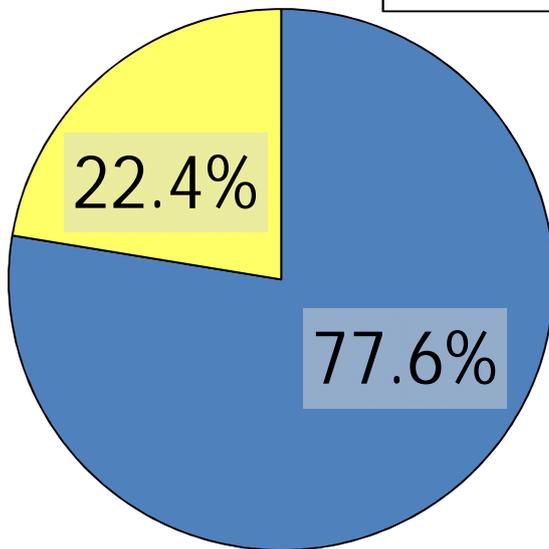
# チーム・ティーチングを実施している学校の割合

チーム・ティーチングとは

複数の教師が協力して指導する1つの学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導すること

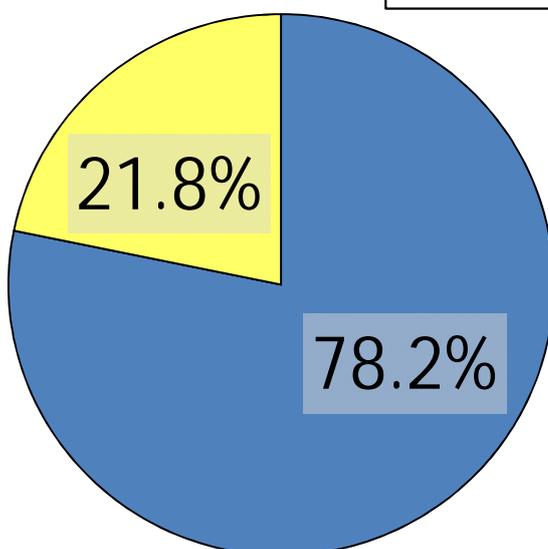
例：1学級を単位とし、学習集団を分けずに複数の教師が協力して指導する場合  
1学級内又は学級単位を超えて学習集団を編成し、全部又は一部の学習集団に対して複数の教師が協力して指導する場合 など

## 小学校



■ 実施している  
■ 実施していない

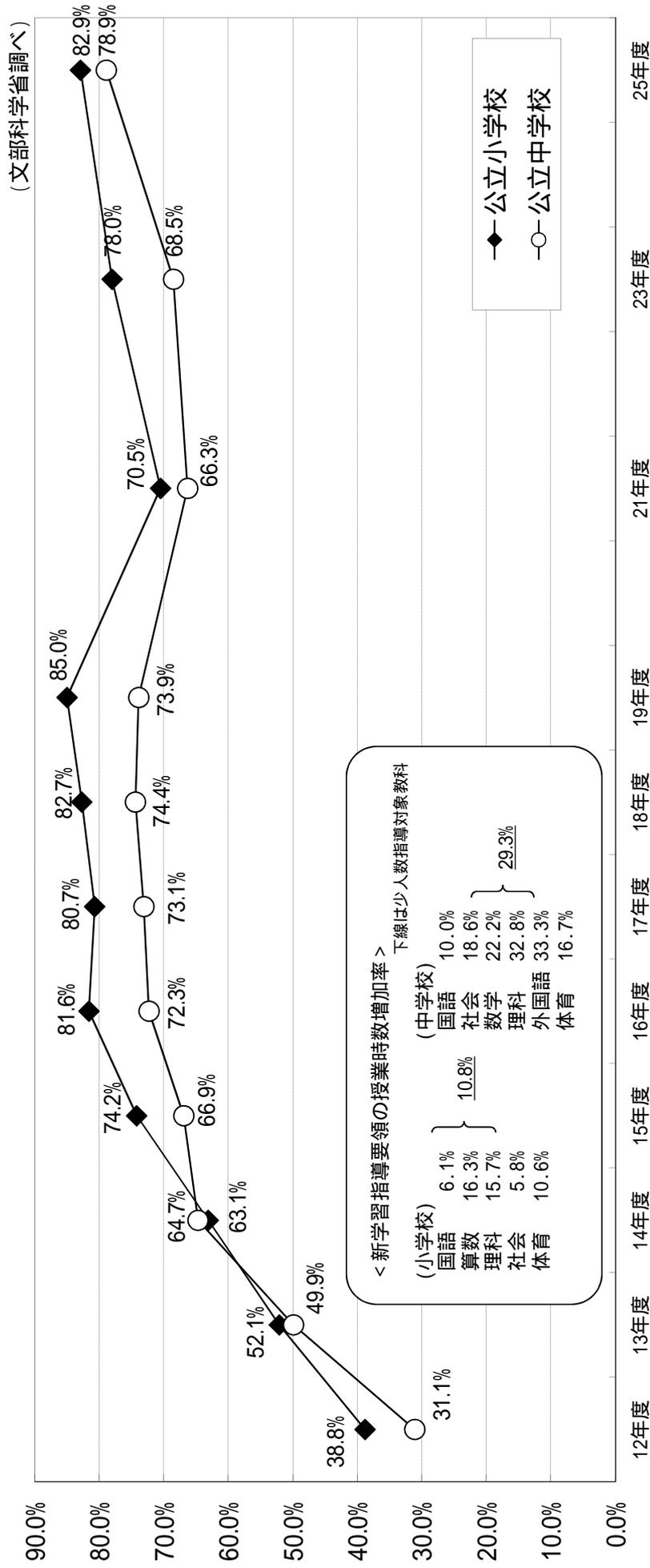
## 中学校



■ 実施している  
■ 実施していない

(出典:文部科学省「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」(平成25年度))

# 習熟度別少人数指導等の実施校の割合



数値は、公立小・中学校のうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。

数値は、年間を通じて実施するものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した場合も含んでいる。

平成20年度から学校の負担軽減の観点から隔年調査としたため、平成20・22年度は未調査。

出典：文部科学省「公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」

## 教科等の担任制の実施状況（小学校）

\* 1 ここでの教科等の担任制とは、以下の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。

\* 2 教員の得意分野を生かして実施するものや、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

(複数回答)

学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%

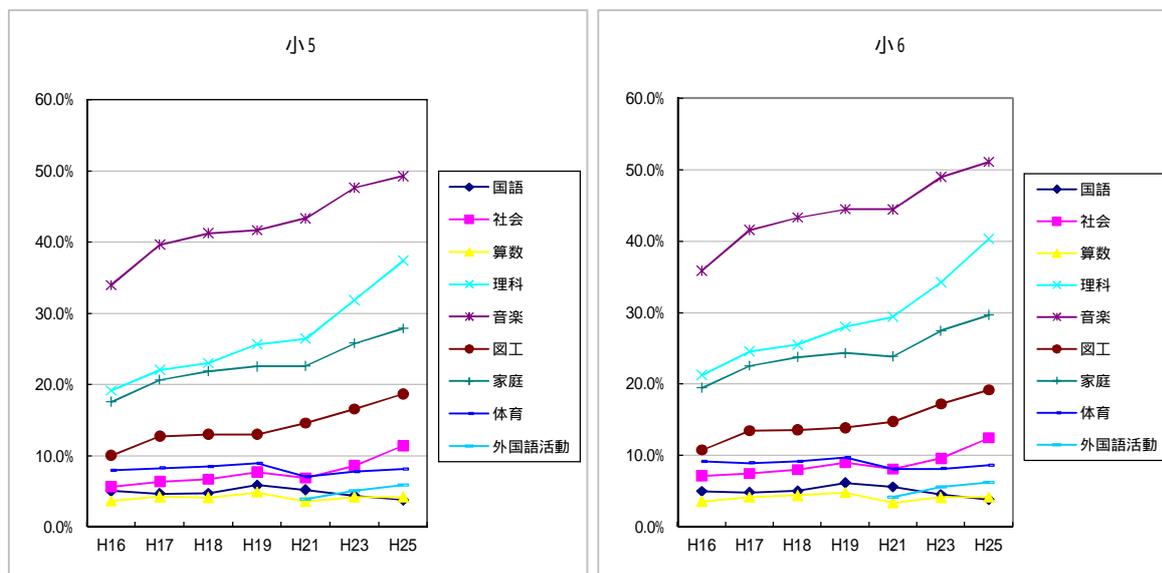
は、15%以上

(参考)平成23年度調査

(複数回答)

学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	0.8%		0.6%		0.4%	8.9%	3.1%		3.4%	
第2学年	1.5%		1.1%		0.8%	14.3%	5.6%		4.1%	
第3学年	3.1%	3.1%	2.3%	14.0%		32.9%	12.1%		5.0%	
第4学年	3.8%	3.9%	2.5%	20.3%		41.0%	15.2%		5.7%	
第5学年	4.3%	8.6%	4.2%	31.8%		47.6%	16.5%	25.7%	7.7%	5.0%
第6学年	4.5%	9.5%	4.1%	34.2%		48.9%	17.2%	27.4%	8.1%	5.5%

は、15%以上



(出典 文部科学省「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」)

## 公立小学校の専科担任教員について

(出典：文部科学省「学校教員統計調査報告書」)

区 分	4 6 年	4 9 年	5 2 年	5 5 年
音 楽	人 5,229	人 6,460	人 (6,651) 7,318	人 (7,255) 8,006
図画工作	2,666	3,499	(2,861) 3,725	(3,257) 4,098
家 庭	2,153	2,831	(2,391) 2,475	(2,619) 2,710
体 育	1,295	1,298	(1,253) 1,593	(631) 970
計	11,343	14,088	(13,156) 15,111	(13,762) 15,784
全教員に対する割合	3.2%	3.6%	(3.5)% 3.6	(3.4)% 3.5

### 【構成率】

区 分	5 8 年	6 1 年	平成元年	4 年	7 年	1 0 年
音 楽	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%	1.7%
図画工作	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
家 庭	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.3
体 育	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1
計	3.2	3.0	3.2	3.2	3.1	2.8

区 分	1 3 年	1 6 年	1 9 年	2 2 年		
理 科	-%	0.9%	1.0%	1.0%	%	%
音 楽	1.4	1.2	1.0	1.1		
図画工作	0.6	0.5	0.5	0.5		
家 庭	0.3	0.1	0.2	0.1		
体 育	0.1	0.1	0.1	0.1		
計	2.4	2.8	2.8	2.8		

- (注) 1. 専科担任教員とは、調査時において専ら専科のみを担任している教員をいう。  
 2. 52年と55年の( )書きは、校長及び教頭を除いた数である。  
 3. 58年度以降の学校教員統計調査では、公立小学校全体における構成率を表しており、校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭及び養護助教諭が含まれている。

## **2. 公立義務教育諸学校の 教職員給与関係資料**

# 教員給与関係法令

## 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

## 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（情勢適応の原則）

第十四条 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

- 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
- 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

（給料表に関する報告及び勧告）

第二十六条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

## **教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）**

（校長及び教員の給与）

第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務する校長及び教員

## **学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）**

（優遇措置）

第三条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

（人事院の勧告）

第四条 人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である前条の教育職員の給与について、同条の趣旨にのっとり、必要な勧告を行わなければならない。

【第4条は国立大学の法人化に伴い、平成16年4月削除】

## **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法**

（昭和四十六年法律第七十七号）

（教育職員の教職調整額の支給等）

第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

## 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

## 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）

（国庫負担額の最高限度額）

第二条 義務教育費国庫負担法第二条の規定による国庫負担額は、当該年度における同条に規定する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額（以下「算定総額」という。）を超える都道府県については、当該算定総額の三分の一を最高限度とする。

- 一 教員基礎給料月額に教員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 二 栄養教諭等基礎給料月額に栄養教諭等算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 三 事務職員基礎給料月額に事務職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 四 特別支援学校教職員基礎給料月額に特別支援学校教職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額
- 五 公立の小学校等、公立の特別支援学校の小学部及び中学部並びに市町村立の共同調理場の一般教職員に係る給料の調整額、教職調整額並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び義務教育等教員特別手当について、それぞれの給与の種類ごとに、国家公務員の給与及び人材確保法第三条の規定により講じられている措置等を勘案して、毎年度、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより各都道府県ごとに算定した額の合計額

# 人材確保法について

## 1. 意義

人材確保法は、教員の給与を一般の公務員より優遇することを定め、教員に優れた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的とする

## 2. 経緯

昭和46年6月 中央教育審議会答申

「教員が意欲と使命感をもっていきいきとした活動ができるように、その職制、給与、処遇をそれぞれにふさわしく改善する。そのためには教職への人材誘致の見地から、一般公務員に対して30～40%程度高いものとする必要がある」との指摘

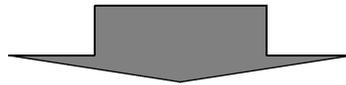
47年7月 自民党文教制度調査会、文教部会による提言

「教員の養成・再教育ならびに身分・待遇について抜本的改革を断行し、今後行われるあらゆる教育改革の出発点としたい。その具体策として教員給与に対する所得税等の免税及び現行の2倍程度の待遇改善を目標に教員給与法を制定し、給与体系と身分制度について根本的改善を図ること」との提言

48年2月 人材確保法の国会提出（翌年2月公布施行）

全会一致で可決（閣法）

人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員である教育職員の給与について、法の趣旨にのっとり、必要な勧告を行わなければならない旨を規定。



三次にわたる計画的改善より合計25%引上げの予算措置（S48年度～54年度）

人材確保法前後における一般行政職と教育職員の比較（試算）

	昭和49年度 (人確法前)	昭和55年度 (人確法後)	増減
一般行政職	103,326円	190,121円	+ 86,795円
小・中学校教育職	97,714円	205,353円	+ 107,639円
-	5,612円 ( 5.74%)	15,232円 (7.42%)	



平成15年7月 人材確保法の改正（16年4月施行）

国立大学の法人化に伴い、人事院の勧告義務規定を廃止。

# 一般行政職と教員の給与比較

(平成24年度)

一般行政職 給与月額 376,718円

本給	336,228円	時間外勤務手当	30,563円	職務給手当	9,057円	能率給手当	870円
----	----------	---------	---------	-------	--------	-------	------

管理職手当  
管理職員特別勤務手当  
特殊勤務手当等

宿日直手当  
夜間勤務手当  
休日勤務手当

1,217円  
0.32%

教員 給与月額 377,935円

本給	351,032円	教職調整額	12,732円	義務教育等 教員 特別手当	5,656円	職務給手当	8,506円
----	----------	-------	---------	---------------------	--------	-------	--------

管理職手当  
特殊勤務手当  
(主任手当、部活動手当等)

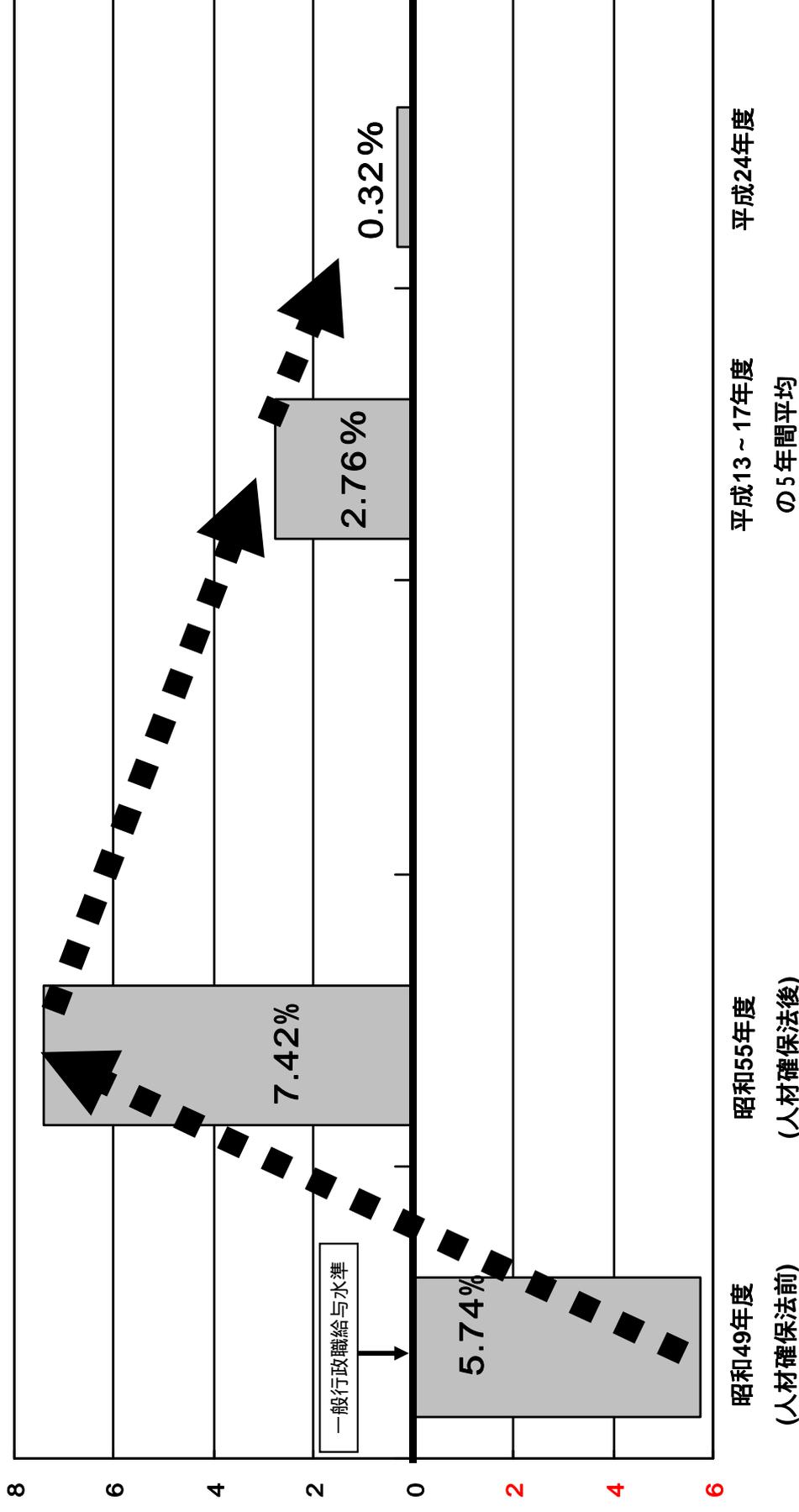
能率給手当9円  
宿日直手当

一般行政職、教員ともに平均年齢43歳(大卒)とした場合の平均給与月額

# 公立学校教員の給与水準の推移について

## 人材確保法第3条

義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。



年収ベースで試算した場合でも、教員が一般行政職を上回っている額は、約25万円(平成13～17年度の5年間平均)→約10万円(平成24年度)と減少。

【教員給与の縮減について】

- ・義務教育等教員特別手当の縮減 (給料の3.8% 給料の1.5%) (20年度～23年度)
- ・給料の調整額の縮減 (基本額×2 基本額×1.25) (21年度～23年度)

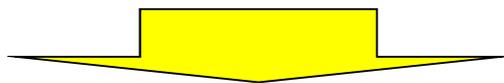
# 教職調整額について

戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては超過勤務手当は支給されないこととされた。

しかしながら、毎年給与改定の結果、教員給与の優位性が失われたことから、当時の文部省からの超過勤務を命じないとの指示にもかかわらず、超過勤務が行われている実態が多くなり、多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起され、いわゆる「超勤問題」として大きな問題となった。



このため、文部省は教育界の混乱を収集するとともに、勤務の実態を把握するため、昭和41年度において全国的な勤務状況調査を行った。



## 昭和46年5月 「給特法」 制定

(国立及び) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

### 教員の勤務態様の特殊性

教員は、一般行政職と同じような勤務時間の管理はなじまない。

- ・修学旅行や遠足など、学校外の教育活動
- ・夏休み等の長期の学校休業期間

このような教員特有の勤務態様により、勤務時間の管理が困難。

### 勤務態様の特殊性を踏まえた処遇

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

時間外勤務手当は支給しない代わりに

教職調整額を本給として支給。 給料月額 × 4% = 教職調整額

4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合

原則、時間外勤務を命じないこととする。

仮に、命じる場合でも次の場合に限定。(いわゆる「超勤4項目」)

1. 生徒の実習に関する業務
2. 学校行事に関する業務
3. 教職員会議に関する業務
4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務

教職調整額を本給とみなす。

本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の基礎となる。

(期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金、等)



# 平成18年度 公立小中学校教員勤務実態調査について

## 集計結果の概要

教諭の勤務日・1日当たりの勤務時間(小・中学校平均)

	第1期 (7月分)	第2期 (8月分) (夏季休業期)	第3期 (9月分)	第4期 (10月分)	第5期 (11月分)	第6期 (12月分)
児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分
児童生徒の指導に間接的にかかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分
学校の運営にかかわる業務及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間31分	1時間37分	1時間48分	1時間36分
外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間10分	0時間16分
合 計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分

1ヶ月あたりの残業時間

1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分
---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------

(業務の内容) 授業、補習指導、生徒指導、学校行事、部活動・クラブ活動 等  
 授業準備、成績処理、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成 等  
 会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務 等  
 保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応 等

年間ベースの1ヶ月あたり残業時間 成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含んでいない。

平成18年度調査	約34時間(平日のみ)	約8時間(休日)
昭和41年度調査	約8時間(平日・休日)	

### 調査の概要

<調査期間>

平成18年7月3日～平成18年12月17日

第1期(7月分)～第6期(12月分) 28日間ずつ6期に分けて実施。

<調査対象校>

全国の公立小・中学校のうち、地域・学校規模のバランスを考慮して無作為に抽出した学校

(小学校180校、中学校180校)×6期を抽出

毎月調査対象校を変更(1校の調査期間は1月間のみ)

<調査対象教員>

校長、教頭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師(常勤)

文部科学省調べ

### **3. 教職員定数・給与のこれまでの 制度改革・予算措置等**

# 少子化時代に対応する教職員配置改善等の推進

(平成26年度 義務教育費国庫負担金等予算)

## 《義務教育費国庫負担金》

平成26年度予算 1兆5,322億円 (対前年度 +443億円)  
 (参考) 復興特別会計 21億円 (前年同)

- ・教職員定数の増 +15億円 (+703人)
- ・教職員定数の自然減・統合減・合理化減 97億円 (3,800人 + 313人 + 400人)
- ・給与臨時特例法の終了に伴う増 +617億円
- ・教職員の若返り等による給与減 92億円

## 教職員定数の配置改善の推進

(新規増: +703人)

(合理化減: 400人)

重要課題に対応するため以下の新たな加配措置を実施

小学校英語の教科化への対応	<u>94人</u>
いじめ・道徳教育への対応	<u>235人</u>
特別支援教育の充実	<u>235人</u>
学校統合の支援	<u>100人</u>
学校運営の改善 (養護教諭、栄養教諭、事務職員)	<u>39人</u>



[ 上記のほか、少子化を踏まえた既存定数の合理化 400人 ]

被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)の加配措置【復興特別会計】

## メリハリある教員給与体系の推進

部活動指導手当等の増額 7億円  
 [ 2,400円 3,000円 (H26.10~) ]

給料の調整額の縮減 7億円  
 [ 調整額を20%縮減 (H26.10~) ]

[ 上記のほか、既存予算の範囲内で管理職手当の見直しを実施 ]



## 補習等のための指導員等派遣事業

平成26年度予算 : 33億円  
 (対前年度 5億円増)

経験豊かなシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生

配置人数 6,900人 8,000人  
 事業主体: 都道府県及び政令指定都市  
 補助割合: 1 / 3

### 《具体例》

- ・補充学習、発展的な学習への対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
- ・臨時教員等経験の浅い教員に対する指導・助言
- ・小1プロブレム・中1ギャップへの対応
- ・外国人児童生徒への日本語指導

等



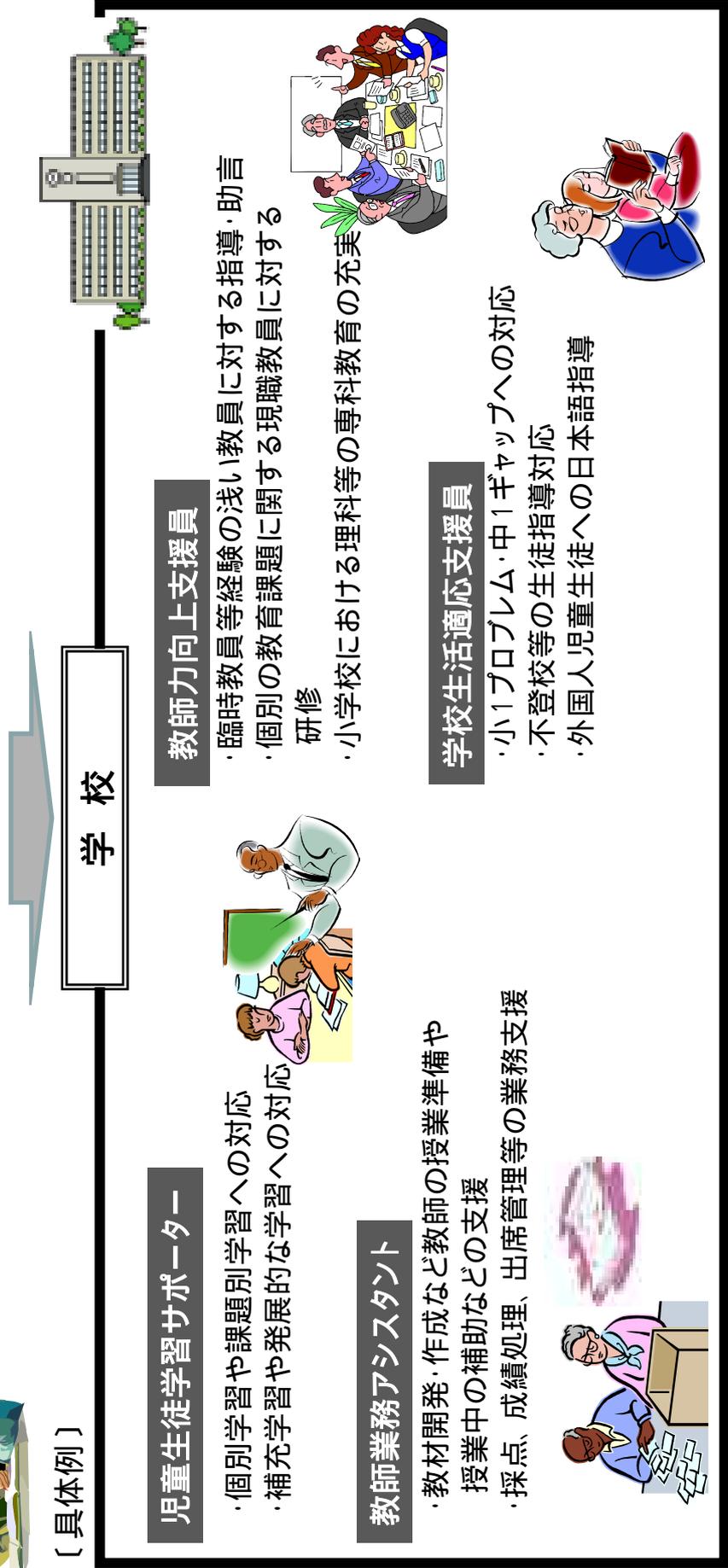
補習等のための指導員等派遣事業 (平成26年度予算:33億円 対前年度5億円増)  
 ~ 経験豊かなシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生 ~

~ 補充学習や発展的な学習など学力向上等のための学校サポーター ~

地域の退職教職員、社会人(OB)、教員志望の大学生など **約8千人**



〔具体例〕



補助金の概要

学力向上を目的とした学校教育活動の一環として、補充授業等を行うためにシルバー人材など多様な地域人材を配置する事業経費の一部を補助

配置人数(予算額):8,000人(33億円)  
 事業主体:都道府県及び政令指定都市  
 補助割合:1/3

# 「教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方検討チーム」について

## 趣旨

平成23年4月に施行された義務標準法一部改正法の附則及び関係の附帯決議、平成25年度予算編成における財務省・文部科学省合意を踏まえ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討し、今後の教職員等の指導体制の充実を図る。

当面は、平成26年度概算要求に向けて具体的方策を検討する。

## 検討方法

・省内に義家大臣政務官を主査・初等中等教育局長を副主査とし、関係審議官・課長等をメンバーとする検討チームを設置。(平成25年4月～、4月25日に第1回会議開催)

・検討に当たっては、3.の検討項目に即して、教育・地方関係団体、地方自治体、有識者からのヒアリングや意見の書面提出を実施。

・教育再生実行会議や中央教育審議会における、関連する提言や議論を検討に適宜反映。

## 検討項目

### (1) 教職員等指導体制の在り方

少人数学級の推進

習熟度別指導、小学校における専科指導、補習等の学習支援など学力向上、特別支援教育、いじめ問題への対応、地域連携強化など、教職員等の指導体制の在り方

地域間格差や家庭の経済状況による教育格差を解消し、義務教育の機会均等と水準確保を図るための、教職員等の指導体制の在り方

上記の指導体制の整備を計画的に行う具体的方策

平成25年度全国学力・学習状況調査を活用した具体的検証

### (2) 教職員の人事管理等の在り方

優れた人材を確保するための教員採用や研修の充実など教員の資質向上方策  
真に頑張っている教職員に報いるメリハリある教員給与の在り方

主幹教諭の配置促進など学校の組織運営の改善

学校における業務運営の在り方の見直し

指導力不足教員など適性を欠く教員に対する厳格な人事管理の在り方

### (3) 設置者への権限移譲の在り方

指定都市や中核市への給与負担や任命権等の移譲の在り方

### (4) その他教職員等の指導体制の充実に必要な事項

# 「教師力・学校力向上7か年戦略」の主なポイント

平成25年8月30日 文部科学省

## 教職員等指導体制の整備

～世界トップレベルの学力・規範意識を育むきめ細かな指導体制を整備～

<7か年の改善総数 33,500人 7か年の自然減等 34,900人>

### 1. 少人数教育の推進

14,700人の定数措置



- ・少人数学級の推進（36人以上学級の解消）  
(※1学級が20人以下になる場合を除く)
- ・**チームティーチング**や**習熟度別指導**の推進

市町村の裁量で  
選択的に実施



### 2. 個別的教育課題への対応

18,800人の定数措置

- 小学校の理科・英語や道徳の指導体制強化 (6,000人)
- いじめ問題への対応 (2,000人)
- 特別支援教育の充実 (3,500人)
- 学校統合の支援 (900人)

- 各市町村1名程度「リーダー教師」を配置
- 一定規模(\*)以上の学校に生徒指導専任の教員配置  
(※小学校18学級、中学校15学級)
- 通級指導に係る各県からの加配要請等に対応
- 学校統合に対して教職員定数の**激変緩和措置**

◎このほか、退職者等の外部人材の活用も促進

など

## メリハリある教員給与

- 管理職手当の改善
- 部活動手当等の増額
- 退職者等への教職調整額の支給

- 指導的役割を担う校長への支給率を改善 給料の**20%相当**
- 4年間で**倍増** 2,400円/4h ⇒ **4,800円/4h**
- 退職者等に係る教職調整額の支給の在り方について検討



など

## 教員の資質向上

- 指導教諭の配置による校内の研修体制の充実を中心とした**初任者研修の抜本的な改革**
- 各教育委員会による「**教師塾**」の設置促進
- **社会人経験者の登用**を推進

など

## 学校の組織運営の改善

- 全校での**主幹教諭の計画的配置**を推進  
(※一定規模(15学級)以上の学校には加配定数による支援1,000人)
- 主任制度の在り方についても検討

など

## 厳格な人事管理

- 病休・復職の繰返しへの対応
- 指導力不足教員への対応

- 条例等による同一疾病の場合の**休職期間通算**の規定整備を促進
- **復職前の勤務訓練**の充実、**指定医による診断**を活用した**復職審査の厳格化**
- 指導に課題がある教員に対する**早期指導**、**支援等**の取組を促進

など

# 世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略

平成25年8月30日 文部科学省

## 基本的視点

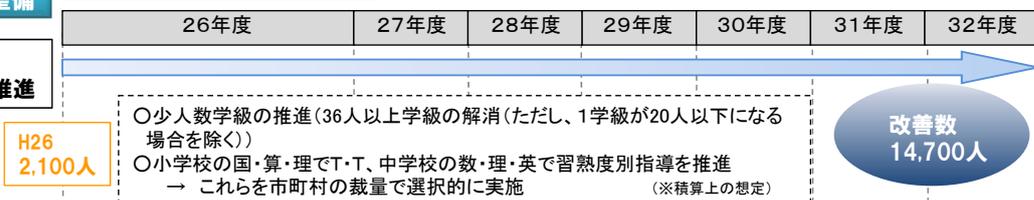
- 全国学力・学習状況調査等による効果検証を踏まえ、施策目標を明確にした上で、**今後7年間で計画的に実現していくためのあるべき姿としての工程を明示**（H26～32年度）
- 児童生徒数の減少を活用し、**効率的に教育環境を整備**。
- 教職員定数、資質向上、メリハリある給与、学校組織の改善、人事管理等**教職員をめぐる課題全般**について、**一体的で整合性あるプラン**を提示。
- 法律に基づく少人数教育の推進の在り方等についてはさらに検討

H26 3,800人(約 82億円)  
(改善 4,600人 合理化△ 800人)

改善総数(7か年)  
33,500人

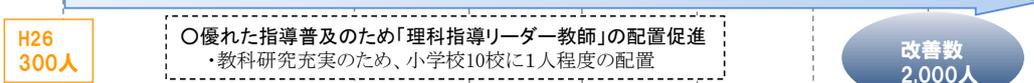
## 1. 教職員等指導体制の整備

### 1. 少人数教育 (少人数学級・少人数指導)の推進

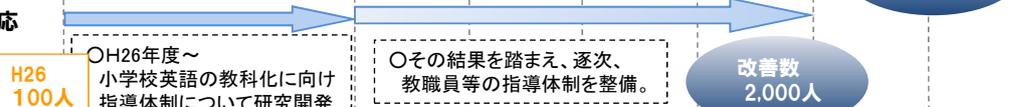


### 2. 個別的教育課題への対応

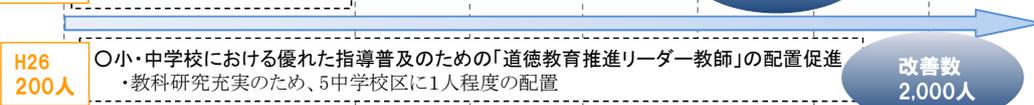
#### ① 小学校理科教育の充実 (専科教育)



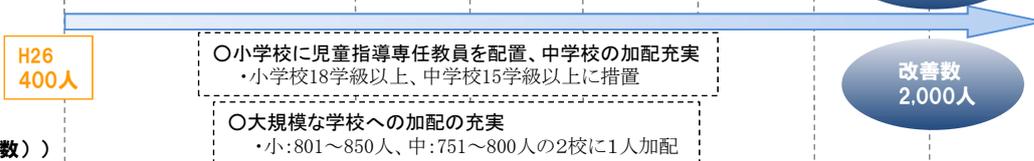
#### ② 小学校英語教科化への対応



#### ③ 道徳の新たな枠組みによる教科化への対応

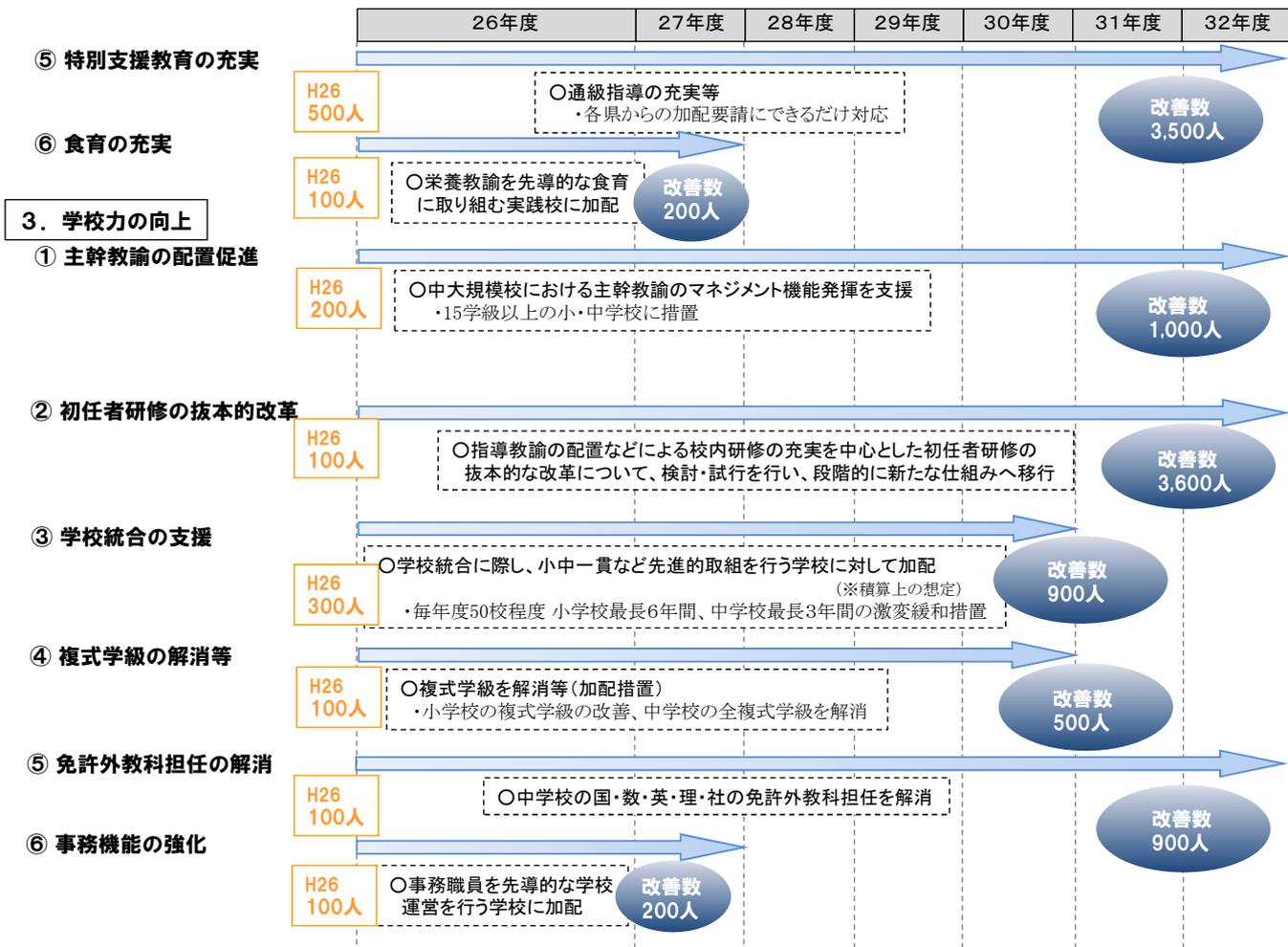


#### ④ いじめ問題への対応



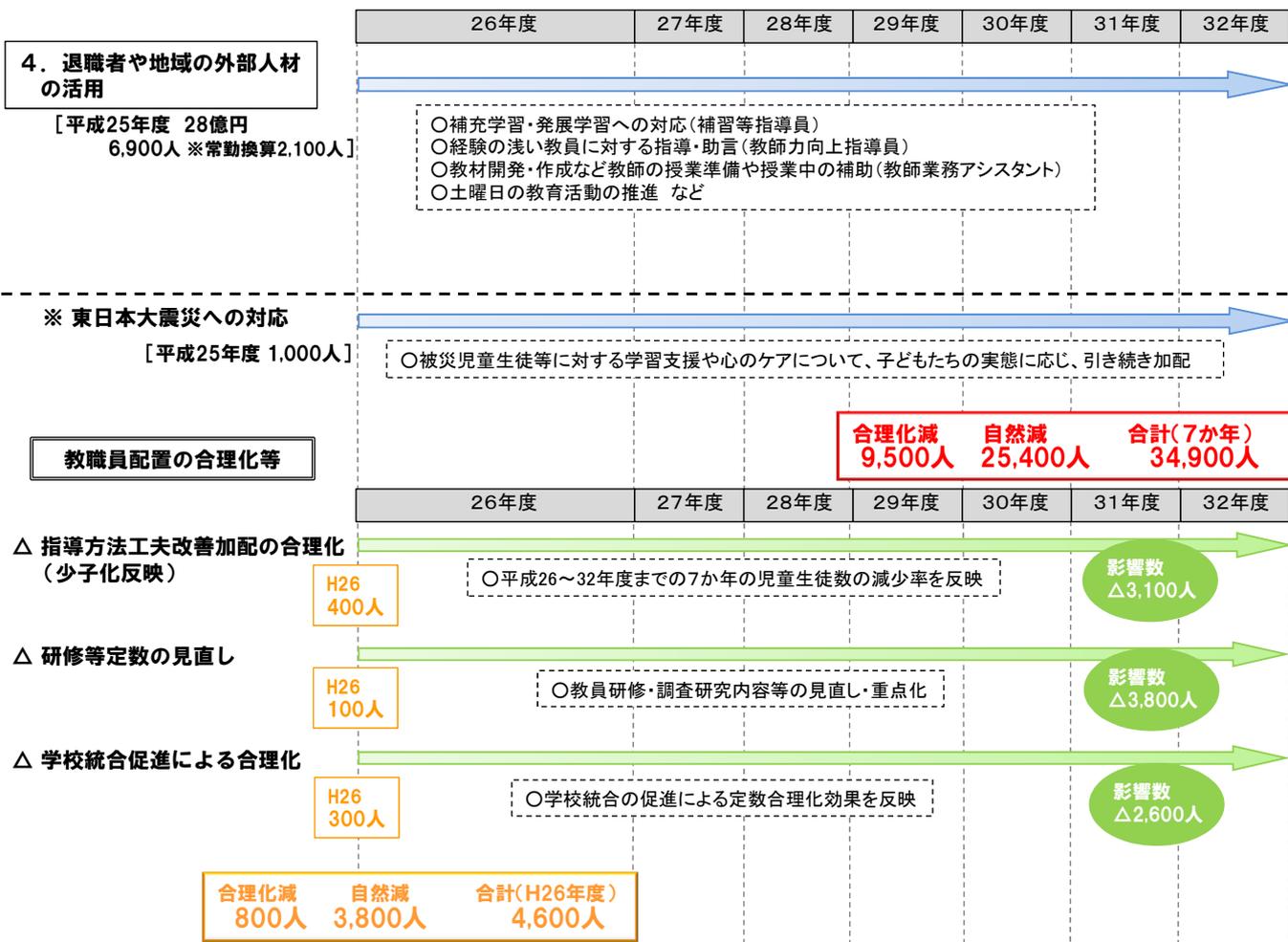
・養護教諭の複数配置 (200人(内数))

教職員等指導体制の整備（続き）



2

教職員等指導体制の整備（続き）



3

## II. 教職員の人事管理等の在り方

### 1. 教員の資質向上方策

#### ① 初任者研修の抜本的改革

○指導教諭の配置による校内の研修体制の充実を中心とした初任者研修の抜本的な改革について、検討・試行を行い、段階的に新たな仕組みへ移行

#### ② 教員への社会人経験者の登用の推進

○特別免許状などを活用した社会人登用に関する調査研究を実施(12機関)し、特別免許状などの活用を促進  
○33年度には全ての都道府県等において社会人特別選抜を実施し、全採用者数の1割とする

#### ③ 「教師塾」の取組の推進

○指導体制や大学と連携したプログラム開発に関する調査研究を実施(12機関)し、教師塾の設置を促進  
○33年度には全ての都道府県等において、教師を目指す学生等に対して学校現場での実習等を提供

#### ④ 学校管理職の養成

○管理職養成の研修プログラムの開発に関する調査研究を実施(12機関)  
○管理職候補者の教職大学院や教員研修センターへの派遣等の充実(教職大学院等への派遣者数を増加し、33年度には倍増)

#### ⑤ 研修体制の整備・充実

○教員研修センターの機能強化、指導教諭の配置促進等

4

## II. 教職員の人事管理等の在り方 (続き)

### 2. メリハリある教員給与

※既存の予算の範囲内で対応

※27年度以降の所要財源については、既存予算の見直しを引き続き検討

#### ① 管理職手当の改善

○H26年度～  
現行の国基準の最高17.5%に加え、**指導的役割を担う校長**については**20%へ引き上げ**

○管理職手当の支給基準が国庫負担算定基準に達していない都道府県に引き上げを促す。

#### ② 部活動指導手当等の増額

H26  
13億円

○部活動手当等について4か年で倍増  
・部活動指導手当 2,400円 ⇒ 4,800円  
・対外運動競技等引率指導手当 3,400円 ⇒ 6,800円

所要額  
5.2億円

#### ③ 給料の調整額の引き下げ

(特別支援教育関係)

影響額  
△1.3億円

○平成26年度～  
今後の特別支援教育に対する教職員体制の在り方や自治体の取り組み状況を踏まえ、特別支援担当教員にのみ支給される給料の調整額を20%減

#### ④ 退職者等に対する教職調整額の在り方

○退職者等に係る教職調整額の支給の在り方について検討  
○検討結果を踏まえ、取組を推進

#### ⑤ 教員評価結果の処遇への反映促進

○評価結果の処遇への適切な反映を通じて真に頑張る者が報われ、教職員の資質向上に資するよう教員評価の改善・充実の促進

5

教職員の人事管理等の在り方（続き）

3. 学校の組織運営の改善	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 全小中学校への主幹教諭の配置	○全ての小中学校への主幹教諭の計画的な配置を促進						所要額 各校1名 20億円 各校2名 44億円
② 主任制度の在り方の見直し	○主幹教諭の配置状況、実態を見据えつつ、手当廃止を含め支給の在り方を検討。						
③ 教員の公募人事の推進	○実態を踏まえつつ特色ある学校づくりに向けた校長による教員の公募制の在り方を検討						
④ 学校裁量予算の拡大	○左記事業成果を踏まえ、教委による学校への予算権限移譲を促進						
⑤ 学校の業務運営の見直し	OH26年度～ 【自律的・組織的な学校運営の体制構築に向けた調査研究】 ・学校裁量予算（校長の予算の編成・執行権限の拡大）、事務体制の整備・充実など、組織として自律的に力を発揮できる体制の構築に関する研究を実施 ・研究成果（先導的事例）を普及			○左記事業成果を踏まえ、教委による職務範囲の明確化や効果的役割分担を促進			
・ 教師・事務職員・教育委員会の職務範囲の明確化							
・ 校務の情報化の更なる推進	○教委による校務支援システムの導入・活用を促進						
⑥ 弁護士や警察官OB等による支援体制の構築	○教委による学校が抱える問題の解決を支援する体制の構築を促進						
4. 厳格な人事管理	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 新任教師の適性の確保 （「初任者研修の抜本的改革」の再掲）							
② 病休・復職を繰り返す教員に対する人事管理の改善	○復職前の勤務訓練の充実、教育委員会の指定精神科医による診断を活用した復職審査の厳格化を推進 ○病気休職を繰り返す教員に対する人事管理の改善（条例等による通算規定の策定、分限免職の適正な運用）						
③ 指導力不足教員に対する厳格な人事管理の徹底	○指導力不足に至らないが、指導に課題がある教員に関する相談、指導・支援の取組を促進						

6

教職員の人事管理等の在り方（続き）

5. 雇用と年金接続への対応	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
○ 再任用教職員の増加への対応	○再任用教職員の新任教員等への支援や小学校専科への活用を促進 ○新規採用の確保や、短時間勤務の再任用教職員の標準定数への換算について、計画的な定数管理を指導。						
設置者への権限移譲の在り方	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
○ 政令市への県費負担教職員の給与負担の移管	○財源調整の仕組み、内容、事務体制整備等の課題について、それぞれの道府県・政令市間の協議を促進し、関係者の理解を得た上で、定数決定や学級編制基準決定に係る権限とあわせて移譲						
○ 中核市への任命権等の移譲	○周辺市町村における教職員配置への支障など実態を踏まえつつ、事務処理特例制度を活用した取組の運用状況も見つつ検討						

7

# 少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備

～世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略～

平成26年度要求・要望額 1兆5,404億円（対前年度 + 525億円）

上記の他、復興特別会計分として1,000人(前年同 24億円)の加配定数を計上。

- ・教職員定数の改善増
  - ・教職員定数の自然減
  - ・教職員の若返り等による給与減
- ：給与減額支給措置の終了による影響 + 625億円

82億円（ 3,800人）  
82億円（ 3,800人）  
100億円

+ 625億円

## 趣旨・内容

世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上を目指し、全国学力・学習状況調査等による効果検証を踏まえ、施策目標を明確にした上で、**今後7年間(H26～32年度)で計画的に実現していくためのあり姿としての工程を明示。**

この中で、今後の児童生徒数の減少を活用し、効率的に教育環境を整備することとし、少人数教育の推進など教職員定数の改善のほか、教員の資質向上、メリハリある教員給与の実現、学校組織の改善、厳格な人事管理等教職員をめぐる**課題全般を一体的で整合性のある計画により実現。**

## 26年度要求の概要

教職員定数の改善 3,800人（82億円）

### 1. 少人数教育の推進

少人数学級の推進(36人以上学級の解消<sup>[1]</sup>)

↑ ↓  
[1] これらを市町村の裁量で選択的に実施]

ティーム・ティーチングや習熟度別指導の推進

### 2. 個別の教育課題への対応

小学校の理科教育の充実(専科教育)

小学校英語教科化への対応

道徳の新たな枠組みによる教科化への対応

いじめ問題への対応(養護教諭を含む。)

特別支援教育の充実

食育の充実

2,100人

1,600人

300人

100人

200人

400人

500人

100人

### 3. 学校力の向上

主幹教諭の配置促進

初任者研修の抜本的改革

学校統合の支援

複式学級の解消等

免許外教科担任の解消

事務機能の強化

( 既存の定数 800人を振替等により見直し)

900人

200人

100人

300人

100人

100人

100人



この他、部活動指導手当等の増額等により、メリハリある教員給与を推進。(予算上は前年同)

# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 1. 趣旨

新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

## 2. 概要

### (1) 35人以下学級の推進

小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。〔義務標準法第3条関係〕

学級編制の標準：40人



小学校1年生：35人

政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。〔改正法附則第2項・第3項関係〕

(参考)

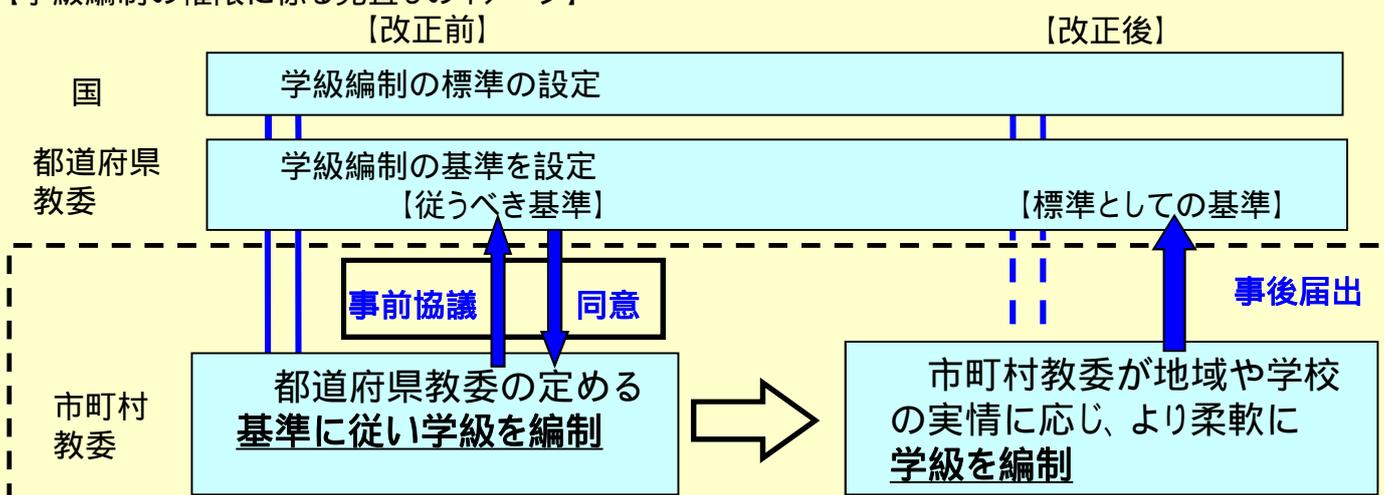
第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	—————>		40人	—————>	

### (2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：

- 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。〔義務標準法第4条関係〕
- 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。〔義務標準法第5条関係〕

〔学級編制の権限に係る見直しのイメージ〕



学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保

- 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記〔地教行法第41条関係〕
- 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け〔地教行法第41条関係〕

国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担  
都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

### (3) 教職員定数に関する加配事由の追加等 [義務標準法第7条及び第15条関係]

教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。

加配事由を拡大し、以下を明記

- ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合
- ・障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

### (4) その他

公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方について検討。[改正法附則第4項関係]

市町村教委が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校1年生の学級に係る1学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。[改正法附則第5項関係]

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童又は生徒の転学先の学校において、被災児童又は生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずる。[改正法附則第6項関係]

## 3. 施行期日

公布の日。ただし、2(2)に関する規定は平成24年4月1日。

### 【参考】学級編制の標準に係る法的効果

#### < 学級編制の標準 >

小1 : 35人  
小2～中3 : 40人  
(義務標準法第3条)

#### 学級編制

国の標準に基づき都道府県教委が基準を設定(義務標準法第3条)

都道府県教委の基準を標準として市町村教委が児童生徒の実態を考慮して学級を編制(義務標準法第4条)

法的効力を有する学級規模に関する基準

#### 教職員定数

都道府県教委の定める学級編制基準による学級数に基づき、当該都道府県の教職員定数の標準を算定。これに基づき、都道府県が県費負担教職員の定数(都道府県ごとの総数)を決定(義務標準法第6条、地教行法第41条)

都道府県教委が市町村における児童生徒の実態や市町村立学校の学級編制に係る事情等を勘案して、市町村別の学校の種類毎の定数を決定。この場合、都道府県教委は市町村教委の意見を十分に尊重。(地教行法第41条)

#### 給与負担

都道府県の定数に基づき配置される教職員の給与を当該都道府県が負担(市町村立学校職員給与負担法第1条)

#### 国庫負担

国の学級編制の標準に基づく教職員定数の給与の1/3を国が負担(残りの2/3は地方交付税措置)(義務教育費国庫負担法)

義務教育費国庫負担金の算定基準としての性格

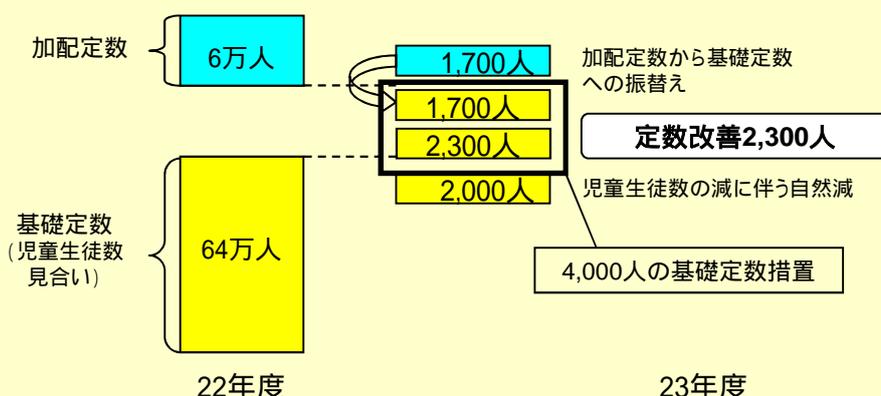
(参考)

## 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に係る参考資料

### 23年度予算による定数改善の内容

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。



### 平成23年度義務教育費国庫負担金について (国家戦略担当・財務・文部科学3大臣合意) (平成22年12月17日)

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な方針に沿って扱うものとする。

1. 小学校1年生の35人以下学級を実現する(4,000人の教職員定数を措置)。
2. 具体的には、300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに、加配定数の一部(1,700人)を活用する。
3. 35人以下学級については、小学校1年生について、義務標準法の改正により措置することとし、次期通常国会に法案を提出すべく、早期に改正案の具体化を進める。
4. 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年度以降の予算編成において検討する。

### 【参考】義務教育費国庫負担制度

- 憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。
- ・市町村が小中学校を設置・運営。
- ・都道府県が教職員を任命し、給与を負担(2/3負担)
- ・国は教職員給与費( )の1/3を負担。  
公立義務教育諸学校の教職員(約70.4万人:小学校42.2万人、中学校24.1万人、特別支援学校4.1万人)の給与費

# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について(平成23年4月22日付各都道府県教育委員会宛文部科学副大臣通知)のポイント

## 1. 教職員定数配置に係る留意事項

各都道府県教育委員会等において正規教員の採用や人事配置をより一層適切に行うこと。

すでに小学校第1学年において35人以下学級を実施している場合においても、各都道府県において今回の改正により増加する教職員定数を活用して、他の学年の少人数学級やその他の教職員配置の改善に努めるとともに、各都道府県における教職員配置の改善の状況を適切に情報公開するなど説明責任を果たすこと。

## 2. 都道府県教育委員会の学級編制に係る関与の見直しに係る留意事項

都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により市町村教育委員会が学級を編制することが原則であるが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、例えば以下のような弾力的運用が例外的に許容。

小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないでチーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により対応すること。

当該学校に配置された教職員定数の範囲内において、当該学校のある学年について都道府県教育委員会の基準を超えた学級編制を行いつつ、その教職員の配置を活かして学級経営上特段の困難を生じている学年について都道府県教育委員会の基準よりも小規模の学級編制を行う等児童生徒の実態に応じた学級編制を行うこと。

学級編制に関する市町村教育委員会の自主性を教職員定数の配分の観点からも担保できるよう、都道府県教育委員会においては市町村教育委員会が柔軟な学級編制を行った場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うこと。

必要となる教室の確保が非常に困難なことが明白な場合及び平成23年度において年度途中で学級編制を変更することが児童生徒に対する教育的配慮の観点から困難な場合等特段の事情がある場合は市町村教育委員会は都道府県教育委員会の学級編制の基準を超えて、学級編制を行うことができる。この場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うこと。

## 3. 加配事由の拡大等に係る留意事項

今回の改正による教職員定数の加配措置事由の拡大等や東日本大震災に係る教職員定数の特別措置について、文部科学省としては改正法の趣旨に沿って適切に対応することとしており、各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会に法改正の趣旨を周知するとともに、市町村教育委員会の意向を十分に把握し適切に対応するよう努めること。

# 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

## 背景

現行制度では、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有しているが、特例として指定都市立の学校の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有している。

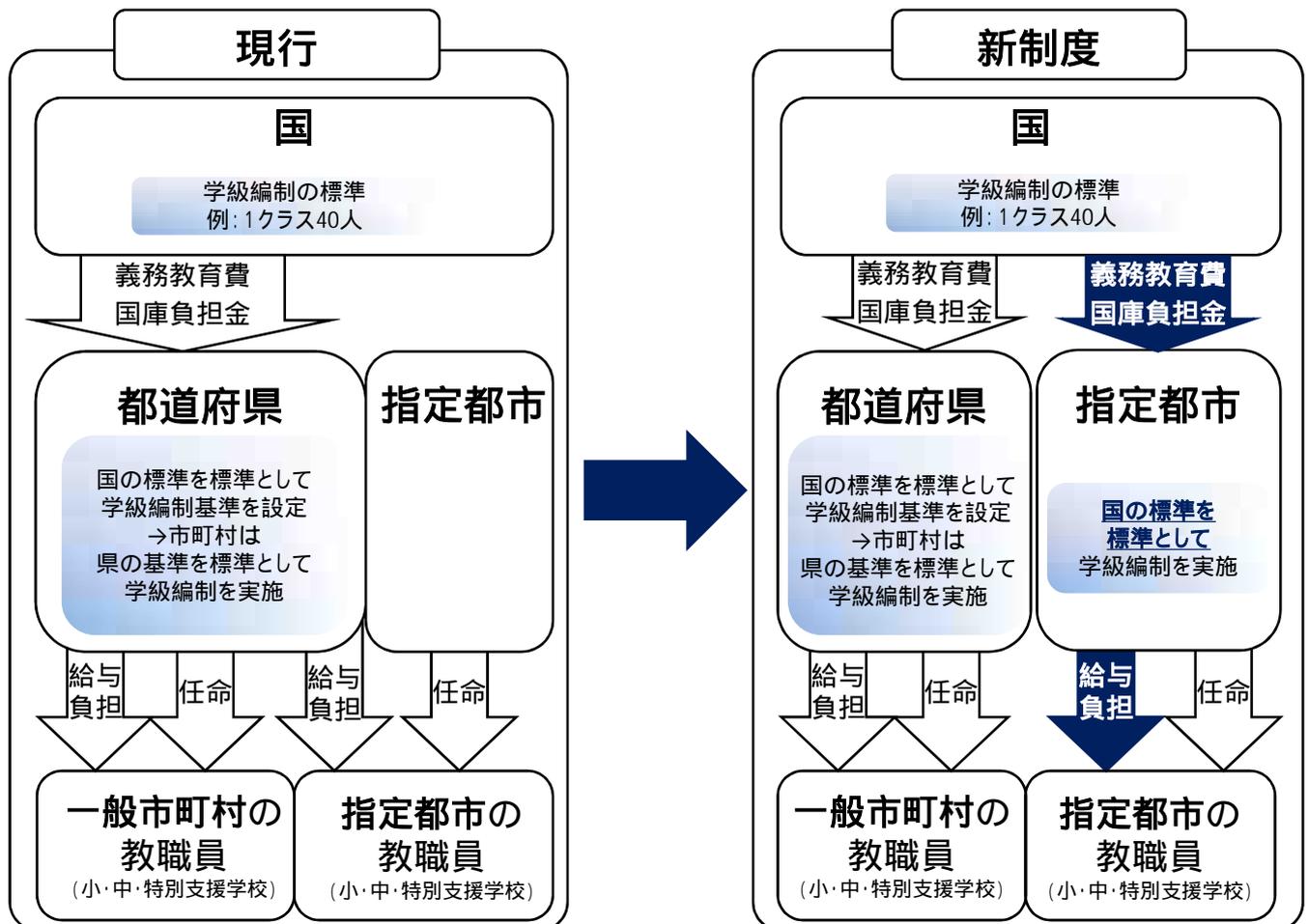
このため、指定都市に関しては人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされてきたところ。

## 移譲の決定(閣議決定等)

給与負担の移譲に当たっては道府県から指定都市への財源移譲が必要となることから、関係道府県と指定都市間で財源移譲のあり方について協議を実施、昨年11月に税源移譲の方策について両者が合意

「今後の地方教育行政の在り方について」(平成25年12月13日中央教育審議会答申)、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を受け、関係法案を提出し、平成26年通常国会で成立(平成26年法律第51号)。

## 権限移譲のイメージ



## 今後のスケジュール

平成29年度目途:新制度へ移行。

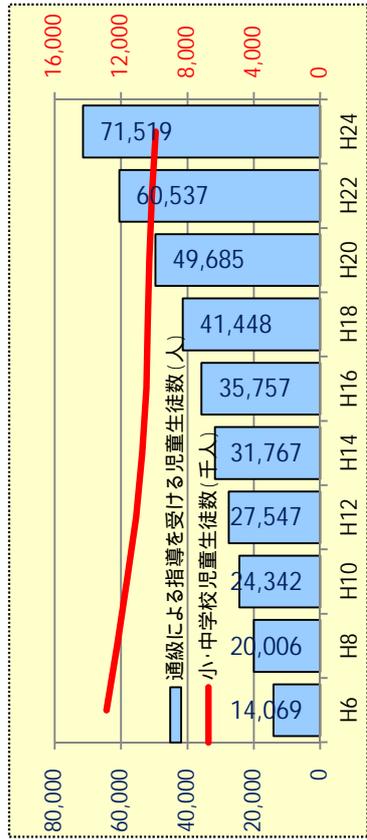
## **4. 学校現場を取り巻く状況**

# 少子化社会に対応した教育再生に向けて

## 我が国の教育をとりまく状況は多様化・複雑化している

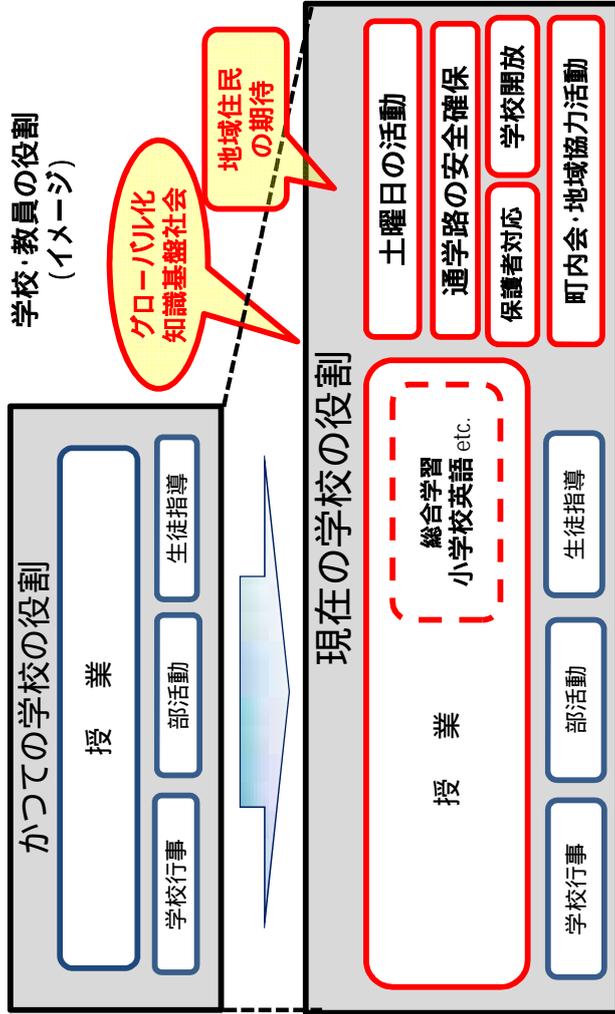
学校現場を取り巻く状況は複雑化・困難化している

小中学校で障害に応じた特別な指導（通級指導）を受ける子供が増加



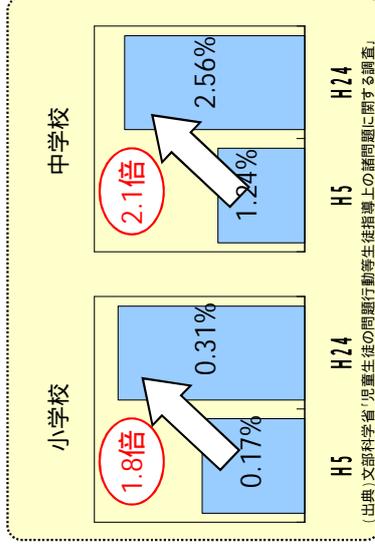
学校や教員の仕事は拡大し、多様化している

学校・教員の役割 (イメージ)

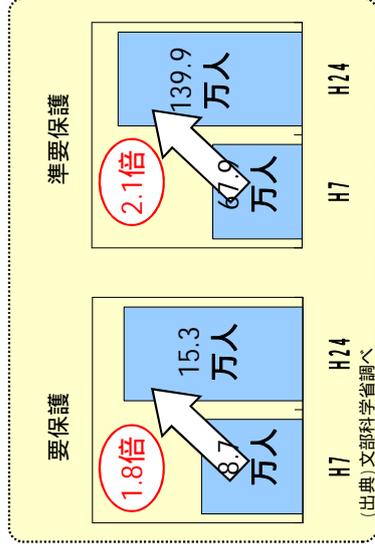


欧米諸国では、教員の仕事は授業が中心で、生徒指導・進路指導の比重が少ないことが一般的。

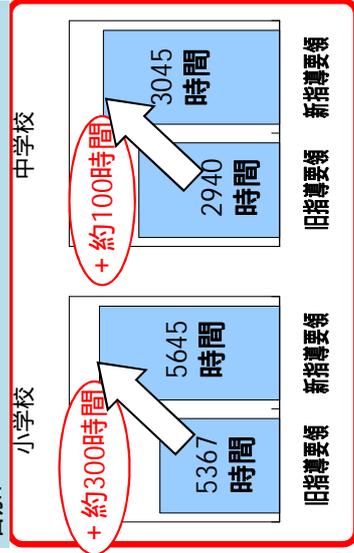
不登校の子供の割合が増加



学用品費等の援助を受けている子供が増加



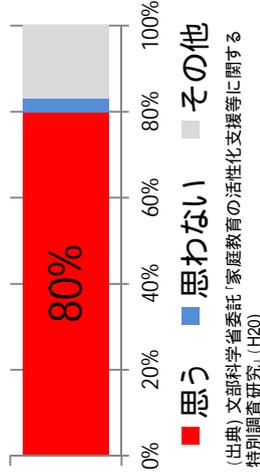
学習指導要領の改訂により授業時間は増加



大部分の教員が仕事量や保護者対応を負担に感じている

教員が行う仕事が多すぎる  
保護者対応が増えた

8割の親が家庭の教育力が低下していると感じている

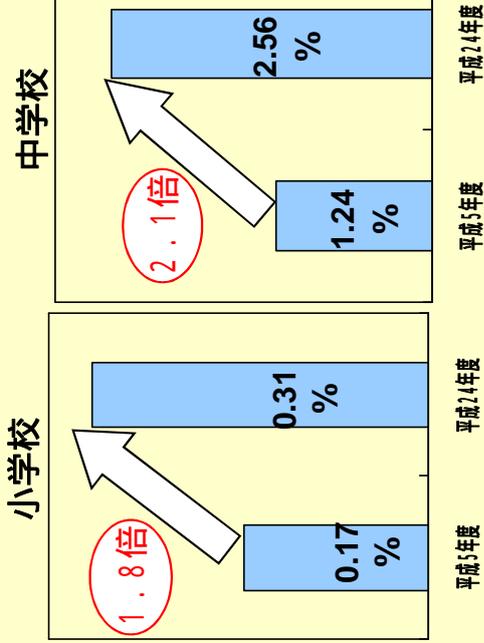


(出典) 文部科学省委託「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」(H20)

(出典) 文部科学省委託「教員勤務実態調査(H18)より作成

# 学校現場が抱える問題の状況について

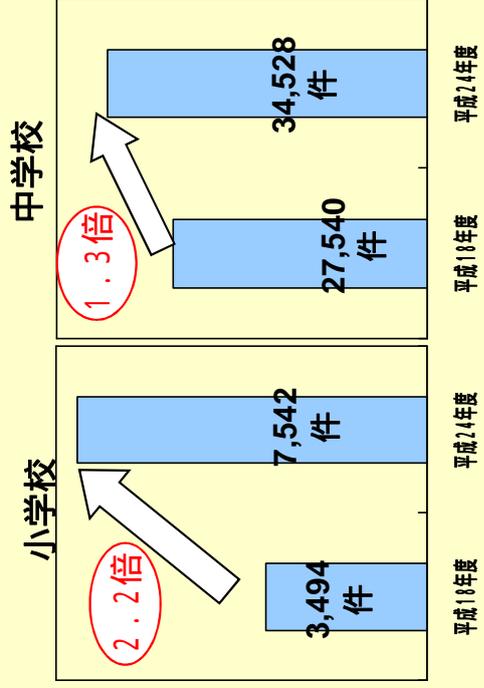
## 不登校児童生徒の割合



(注) 国・公・私立学校のデータ

1 (出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

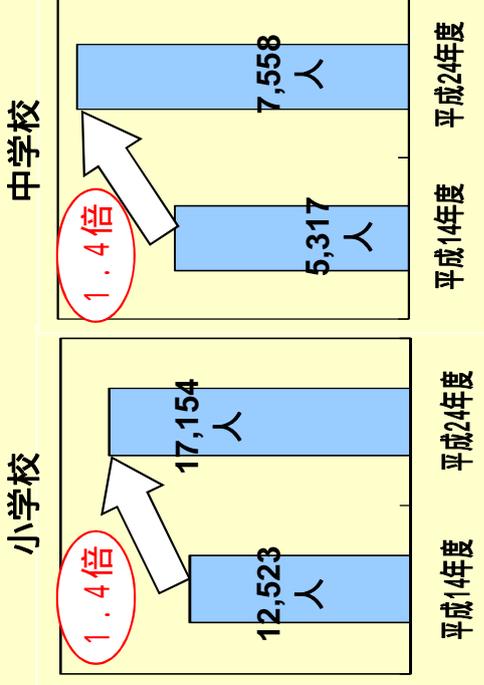
## 学校内での暴力行為の件数



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

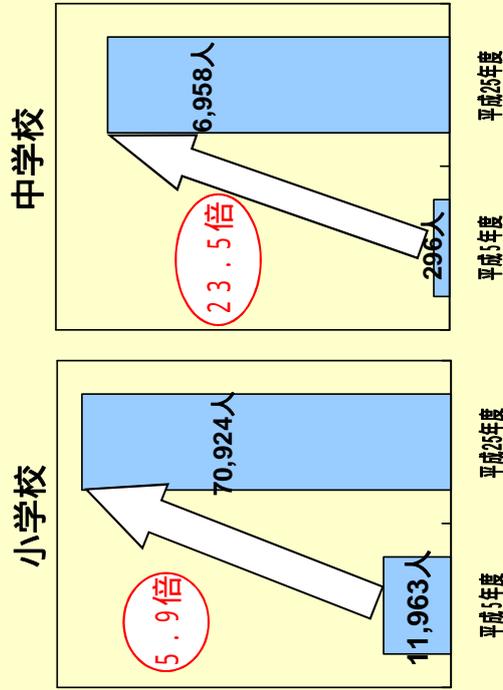
## 日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

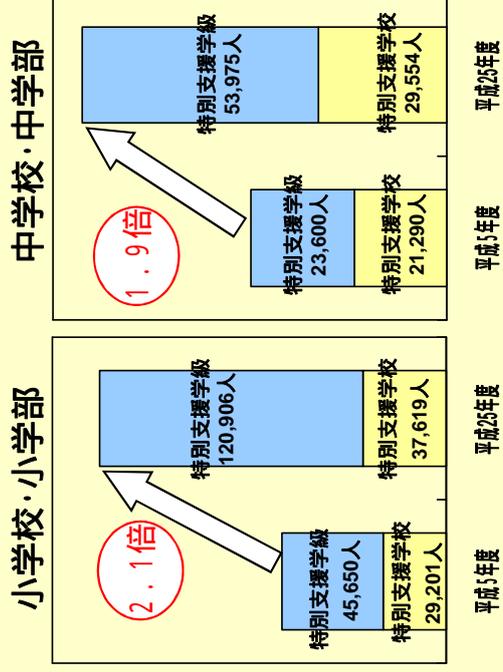
## 通級による指導を受けている児童生徒数



(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～2単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。  
平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。  
小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

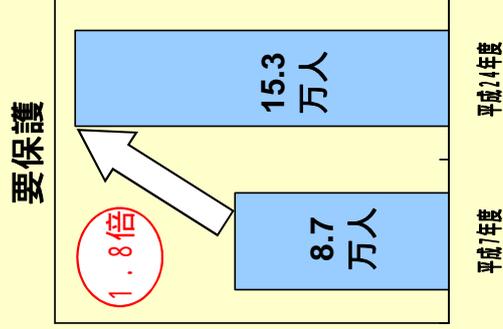
## 特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

## 要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

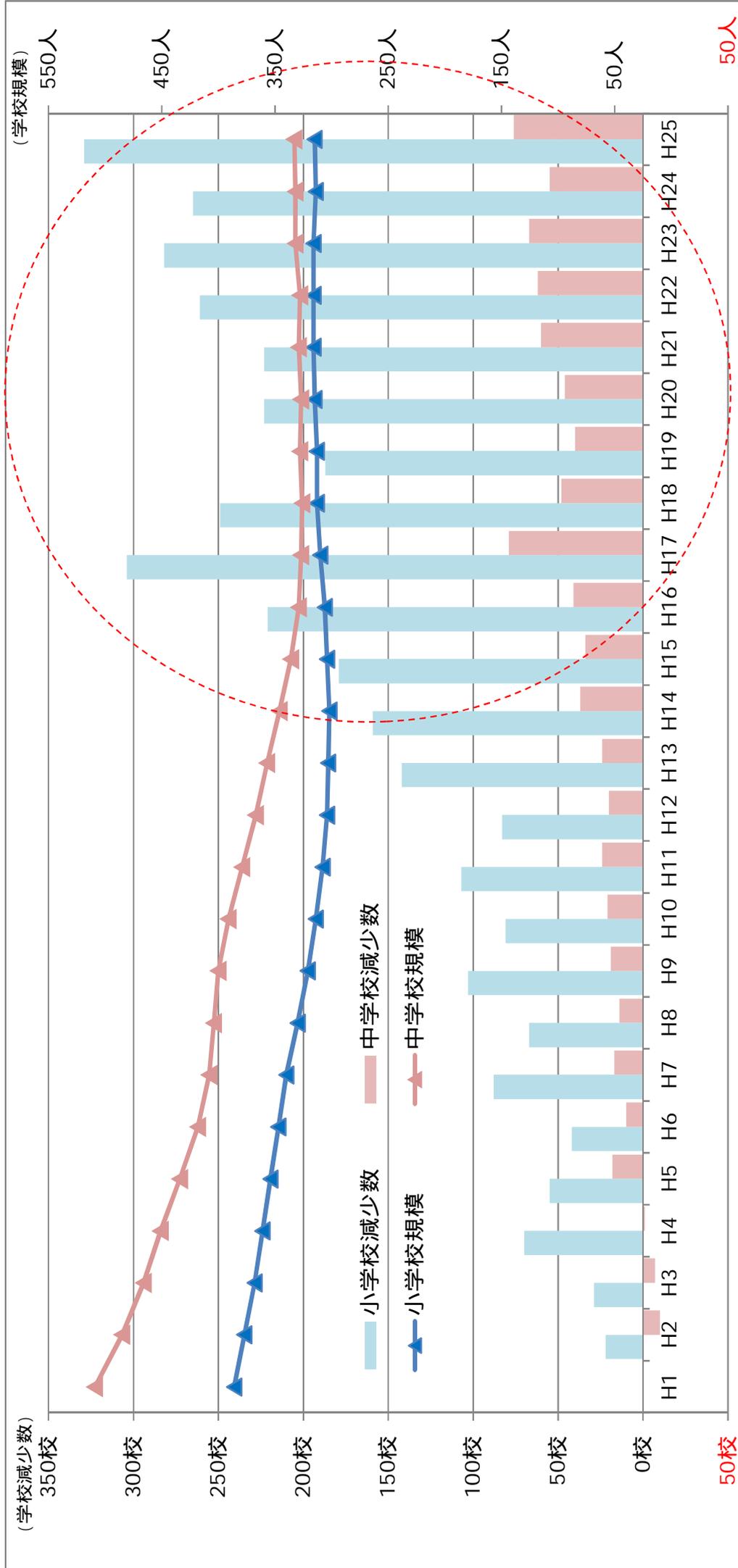
(出典) 文部科学省調べ

# 近年の学校増減数と学校規模の推移

直近10年間(H15-25)で見ると、児童生徒の減少割合を上回るペースで学校の数が減少。(学校統合が加速)

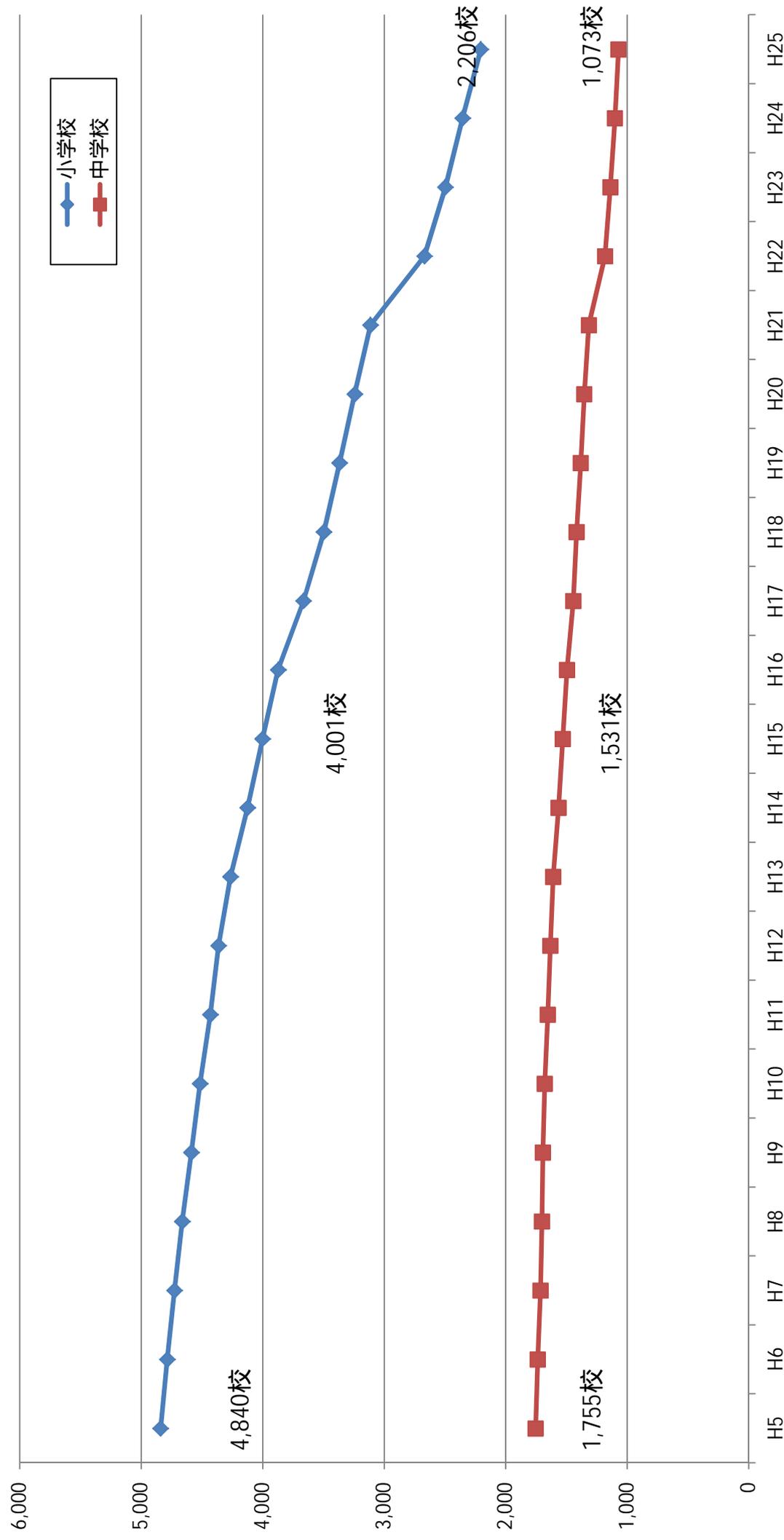
このため、学校規模はほとんど変わっていない。

	H15		H25		増減(H15-25)	
	a	b	c(b-a)	c/a	増減数	増減割合
児童生徒数	10,593,782人	9,811,853人	781,929人	7.4%		
学校数	33,739校	30,620校	3,119校	9.2%		
児童生徒数/校	314人	320人	6人	1.9%		



# へき地等指定学校数の推移

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する「へき地学校」等の数は、学校統合等によって、急激な減少傾向にある。



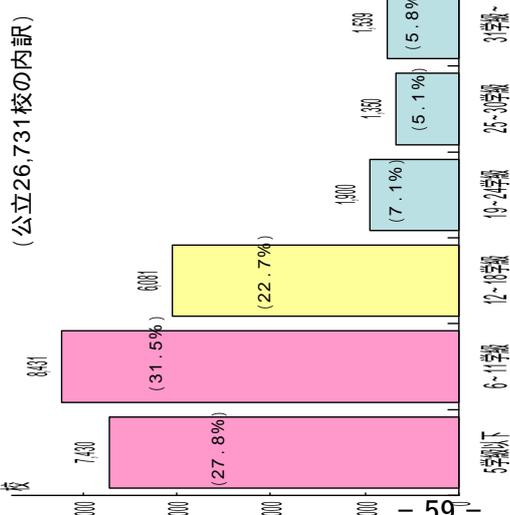
# 近年の公立学校の学校規模の推移

学校統合等によって、5学級以下の小規模学校は減少傾向にある。

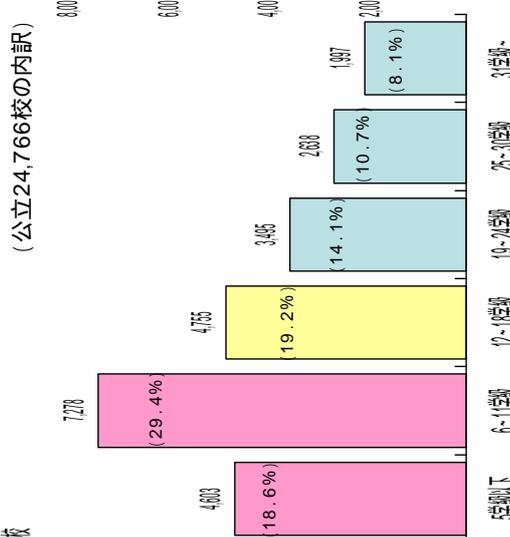
## 小学校

グラフ中の( )内の数字は、全体の学校数に占める割合  
 本校(公立)のデータ 出典：文部科学省「学校基本調査報告書」

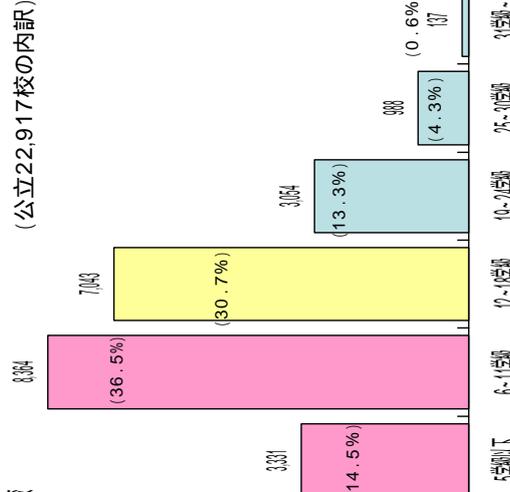
昭和33年度  
 (第1次ベビーブームによる児童数のピーク)  
 (公立26,731校の内訳)



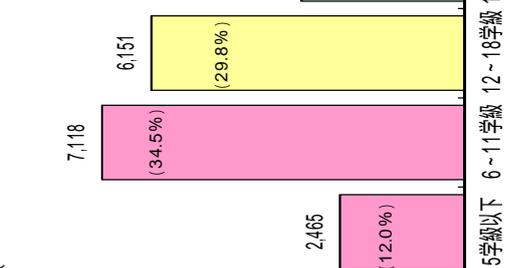
昭和56年度  
 (第2次ベビーブームによる児童数のピーク)  
 (公立24,766校の内訳)



平成15年度  
 (公立22,917校の内訳)

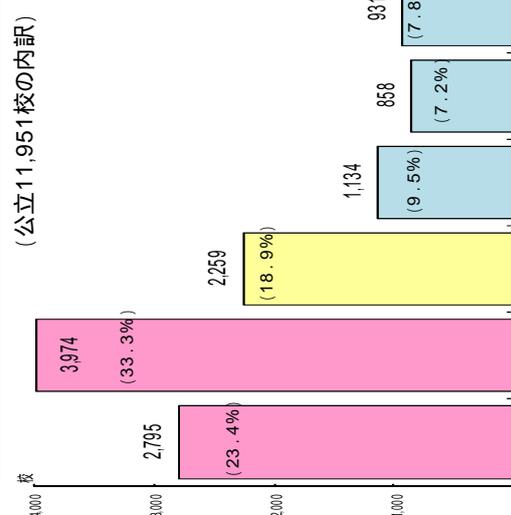


平成25年度  
 (公立20,621校の内訳)

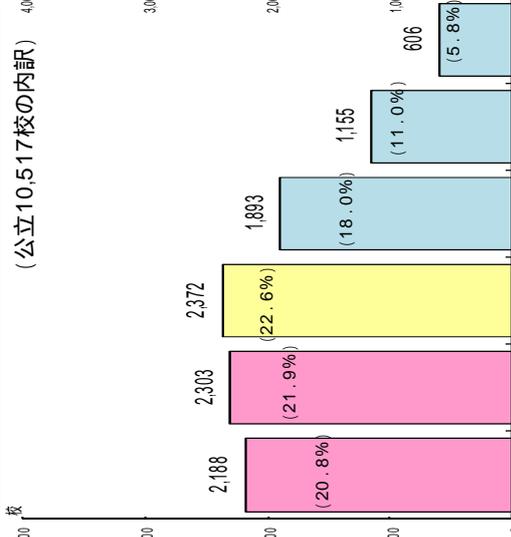


## 中学校

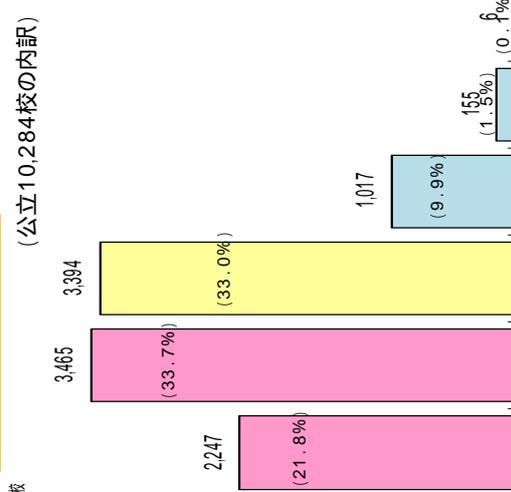
昭和37年度  
 (第1次ベビーブームによる生徒数のピーク)  
 (公立11,951校の内訳)



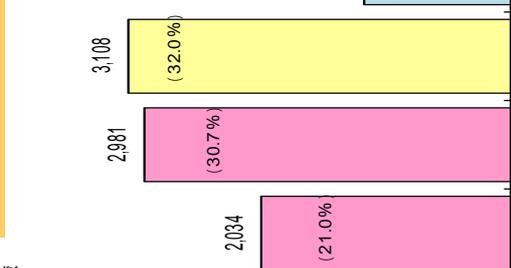
昭和61年度  
 (第2次ベビーブームによる生徒数のピーク)  
 (公立10,517校の内訳)



平成15年度  
 (公立10,284校の内訳)



平成25年度  
 (公立9,703校の内訳)



## 特別支援学級及び特別支援学校の学級数及び在籍者数の推移

### 【特別支援学級】

		昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成5年	平成13年	平成24年	平成25年
学級数	小学校	1,504学級 (0.5%)	4,616学級 (1.7%)	8,635学級 (3.1%)	12,470学級 (4.1%)	14,295学級 (4.1%)	14,605学級 (4.8%)	19,005学級 (7.1%)	32,736学級 (12.1%)	34,095学級 (12.6%)
	中学校	706学級 (0.6%)	2,332学級 (1.6%)	5,733学級 (4.6%)	7,064学級 (5.7%)	6,702学級 (5.1%)	6,947学級 (5.1%)	8,638学級 (7.4%)	14,843学級 (13.0%)	15,582学級 (13.6%)
	小中計	2,210学級 (0.5%)	6,948学級 (1.6%)	14,368学級 (3.5%)	19,534学級 (4.6%)	20,997学級 (4.4%)	21,552学級 (4.9%)	27,643学級 (7.2%)	47,579学級 (12.3%)	49,677学級 (12.9%)
児童生徒数	小学校	19,989人 (0.2%)	45,390人 (0.5%)	70,620人 (0.8%)	82,280人 (0.8%)	76,030人 (0.6%)	45,363人 (0.5%)	52,268人 (0.7%)	113,693人 (1.7%)	120,624人 (1.8%)
	中学校	8,295人 (0.2%)	24,439人 (0.4%)	51,063人 (1.1%)	49,364人 (1.1%)	36,615人 (0.7%)	23,379人 (0.5%)	24,431人 (0.7%)	50,222人 (1.5%)	53,736人 (1.7%)
	小中計	28,284人 (0.2%)	69,829人 (0.4%)	121,683人 (0.9%)	131,644人 (0.9%)	112,645人 (0.7%)	68,742人 (0.5%)	76,699人 (0.7%)	163,915人 (1.7%)	174,360人 (1.8%)

下段( )書きは、小・中学校全体の学級数又は児童生徒数に占める割合。

### 【特別支援学校】

		昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成5年	平成13年	平成24年	平成25年
学級数	小学部	1,954学級	2,300学級	3,002学級	4,631学級	8,748学級	9,219学級	9,653学級	11,610学級	11,667学級
	中学部	962学級	1,435学級	1,953学級	2,625学級	5,370学級	6,087学級	6,505学級	8,109学級	8,274学級
	計	2,916学級	3,735学級	4,955学級	7,256学級	14,118学級	15,306学級	16,158学級	19,719学級	19,941学級
児童生徒数	小学部	16,439人	18,089人	20,586人	26,125人	41,001人	28,097人	27,996人	36,094人	36,614人
	中学部	8,443人	13,052人	14,342人	15,273人	24,624人	20,240人	20,386人	27,865人	28,597人
	計	24,882人	31,141人	34,928人	41,398人	65,625人	48,337人	48,382人	63,959人	65,211人

(出典：文部科学省「学校基本調査報告書」)

## 特別支援学級及び特別支援学校の学級編制標準の改善経緯

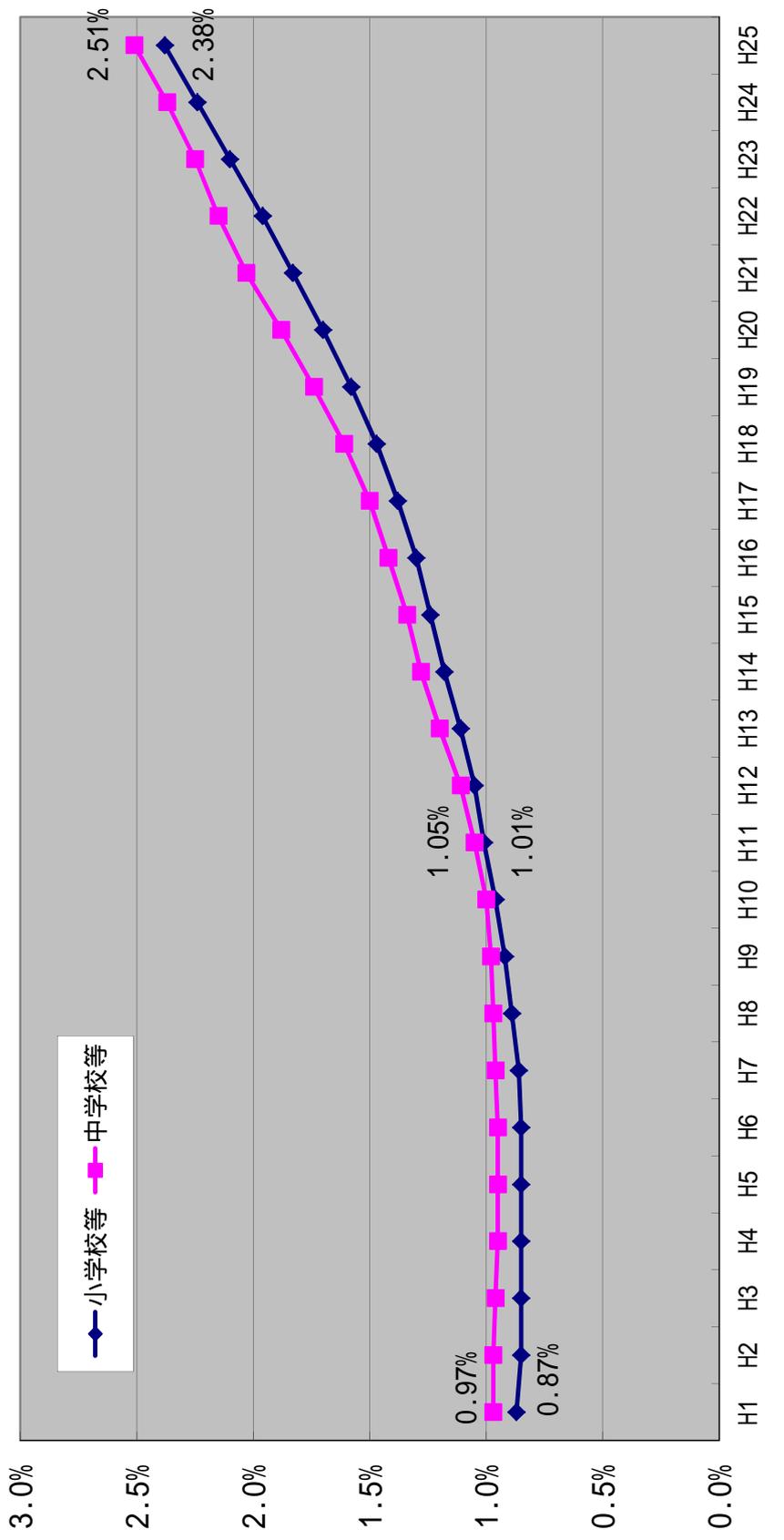
		第1次 (S34～S38)	第2次 (S39～S43)	第3次 (S44～S48)	第4次 (S49～S53)	第5次 (S55～H3)	第6次 (H5～H12)	第7次 (H13～H17)
小・中学校	特別支援学級	15人	15人	13人	12人	10人	8人	8人
特別支援学校	小・中学部	注1 10人	10人	8人 〔重複障害の 場合は5人〕	8人 〔重複障害の 場合は5人〕	7人 〔重複障害の 場合は3人〕	6人 〔重複障害の 場合は3人〕	6人 〔重複障害の 場合は3人〕

特別支援学級は障害の種類ごとに学級を編制する。

平成18年度以前は、特別支援学級は「特殊学級」、特別支援学校は「盲学校、聾学校及び養護学校」における学級編制の標準である。

注1 第1次計画では、養護学校の学級編制標準は定められていなかった。

# 特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移



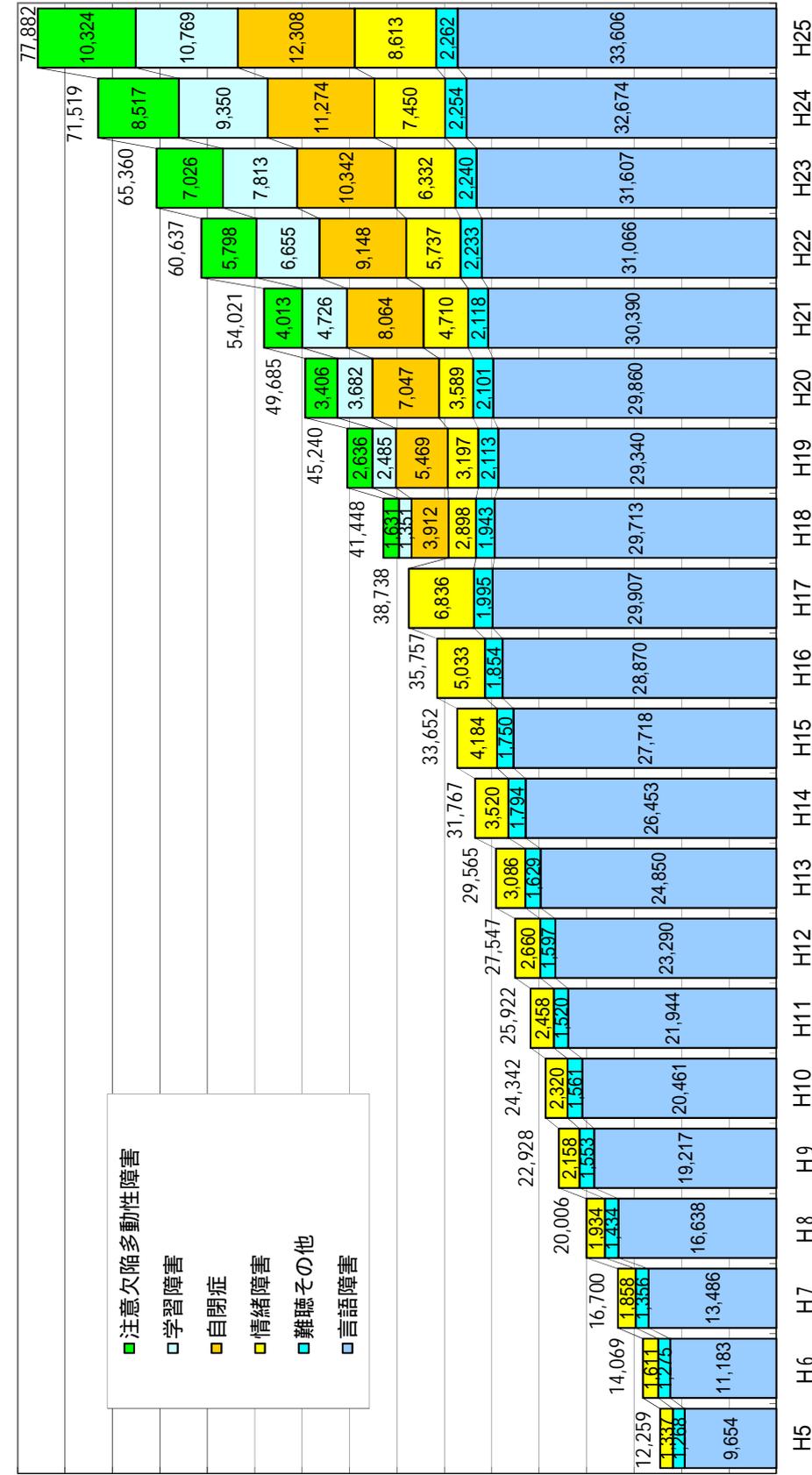
出典：文部科学省「学校基本調査報告書」

(注) 「小学校等」は、小学校及び特別支援学校小学部の総在籍者数の合計の割合をいう。  
 「中学校等」は、中学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の総在籍者数に対する、中学校の特別支援学級在籍者数と特別支援学校小学部の在籍者数の合計の割合をいう。

# 通級による指導の現状

「通級による指導」は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



出典：文部科学省「学校基本調査報告書」

「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

## 複式学級数及び在籍者数の推移

### 【公立小学校】

	昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成 5 年	平成13年	平成24年	平成25年
学級数	11,726学級	10,136学級	10,428学級	10,101学級	8,806学級	7,047学級	7,032学級	5,385学級	5,180学級
在籍児童数	301,354人	175,784人	139,925人	107,711人	80,370人	59,929人	55,416人	43,907人	42,578人

### 【公立中学校】

	昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成 5 年	平成13年	平成24年	平成25年
学級数	674学級	384学級	318学級	268学級	322学級	286学級	247学級	188学級	188学級
在籍生徒数	15,688人	7,419人	4,504人	2,061人	2,336人	1,760人	1,449人	1,033人	1,007人

出典：文部科学省「学校基本調査報告書」

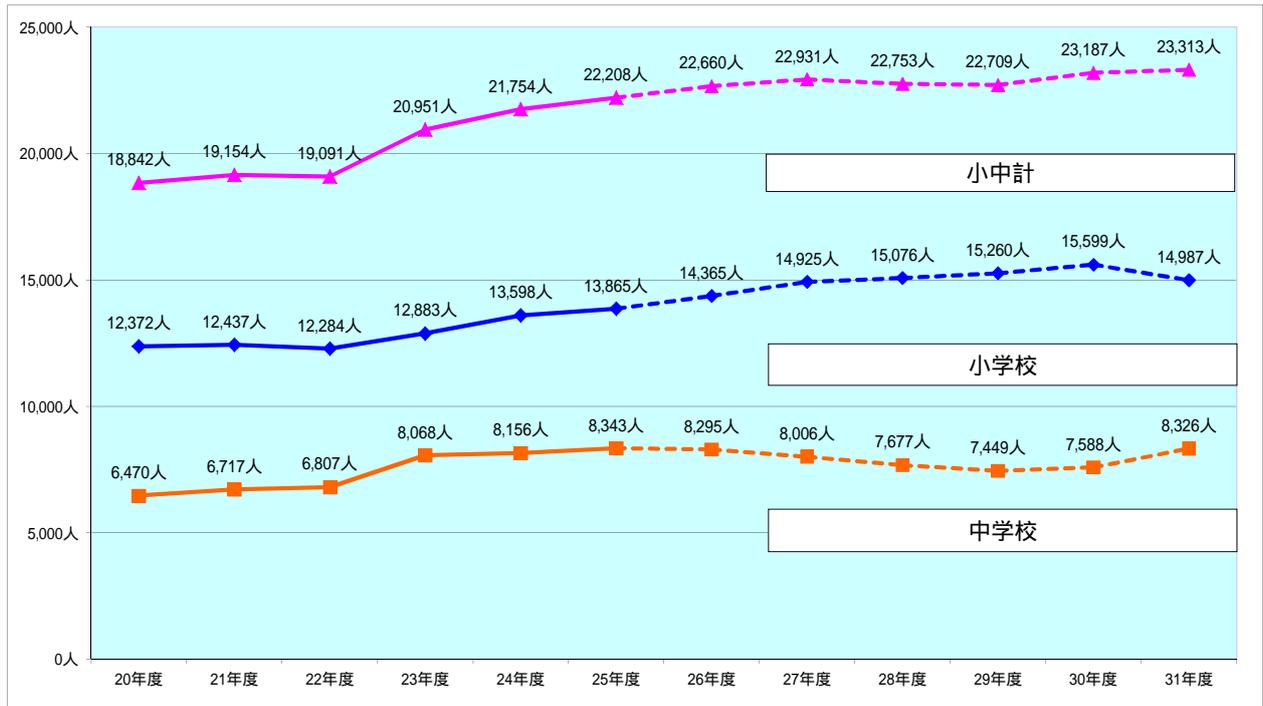
## 複式学級の学級編制標準の改善経緯

		第1次 (S34～S38)	第2次 (S39～S43)	第3次 (S44～S48)	第4次 (S49～S53)	第5次 (S55～H3)	第6次 (H5～H12)	第7次 (H13～H17)
小 学 校	2学年の児童で 編制する学級	35人	25人	22人	20人 (1年を含む 場合 12人)	18人 (1年を含む 場合 10人)	16人 (1年を含む 場合 8人)	16人 (1年を含む 場合 8人)
	3学年 "	35人	25人	15人	-	-	-	-
	4・5学年 "	30人	25人	-	-	-	-	-
	すべての学年 "	20人	15人	-	-	-	-	-
中 学 校	2学年の生徒で 編制する学級	35人	25人	15人	12人	10人	8人	8人
	すべての学年 "	30人	25人	-	-	-	-	-

1 飛び複式学級を編制することとなる場合（例：2年生が在籍していないため、1年生と3年生で複式学級を編制）にあっては、一方の学年の人数が8人（1年生を含むものは4人）を超える場合は、複式学級を編制しない。

2 飛び複式学級を編制することとなる場合にあっては、一方の学年の人数が4人を超える場合は、複式学級を編制しない。

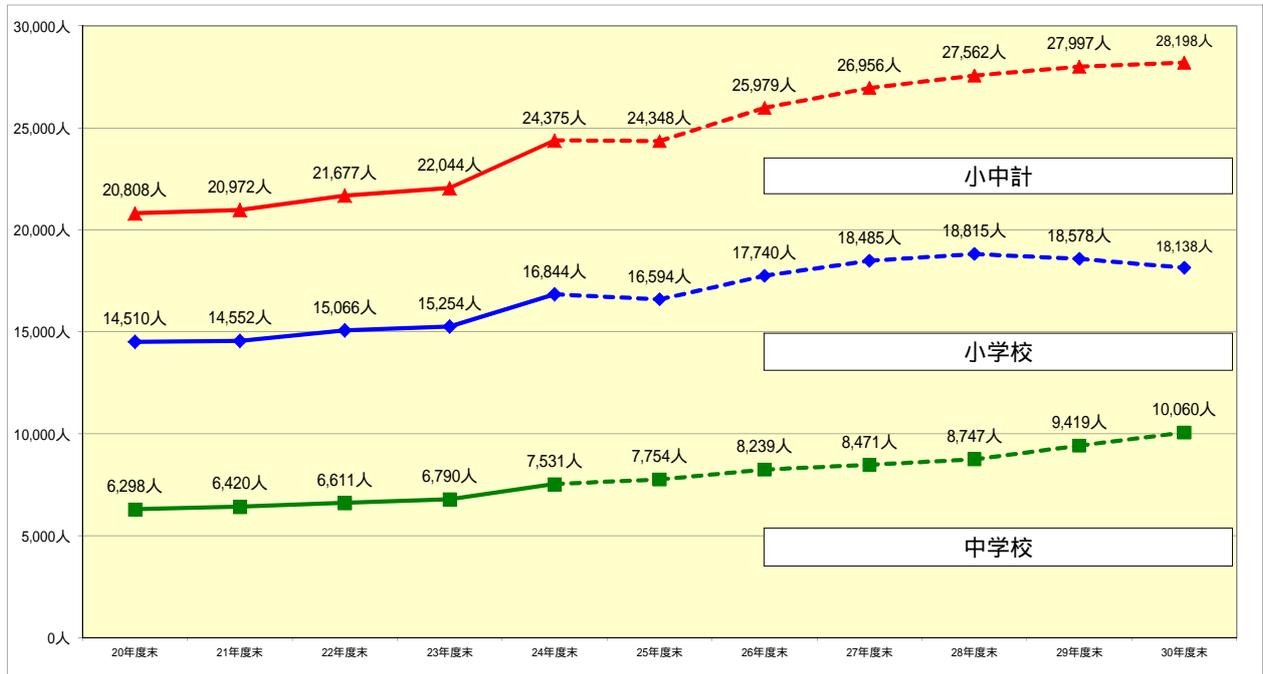
### 公立小・中学校教員の採用者数の推移（平成20年度～平成31年度）



（平成25年度 文部科学省調べ）

（出典）平成24年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」（文部科学省調べ）  
平成25年度以降は、都道府県の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）  
養護教諭等を除く。

### 公立小・中学校教員の退職者数の推移（平成20年度末～平成30年度末）



（平成25年度 文部科学省調べ）

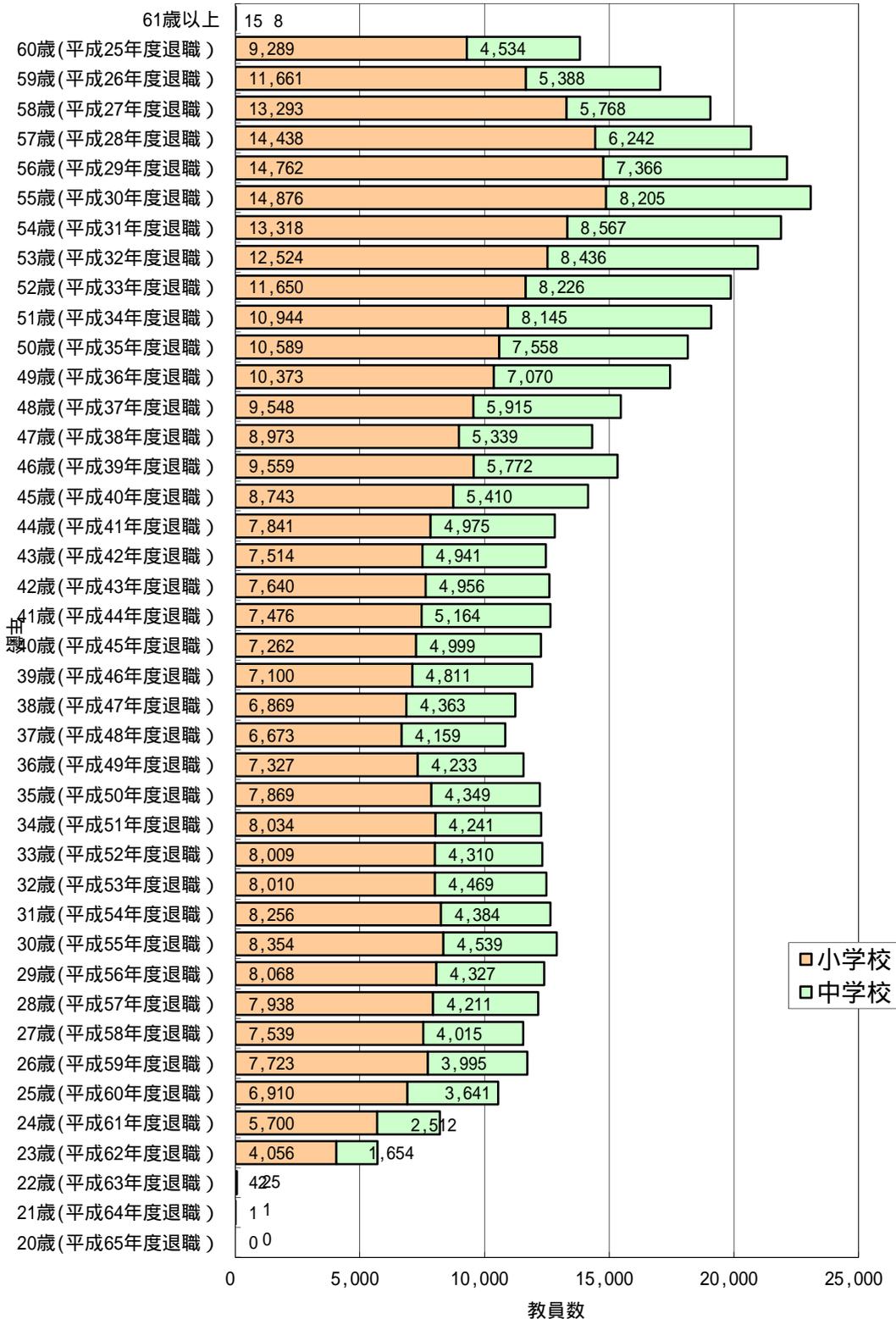
（出典）平成24年度末までは、都道府県の実績の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）  
平成25年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）  
養護教諭等を除く。

# 公立小・中学校 年齢別教員数

全国計

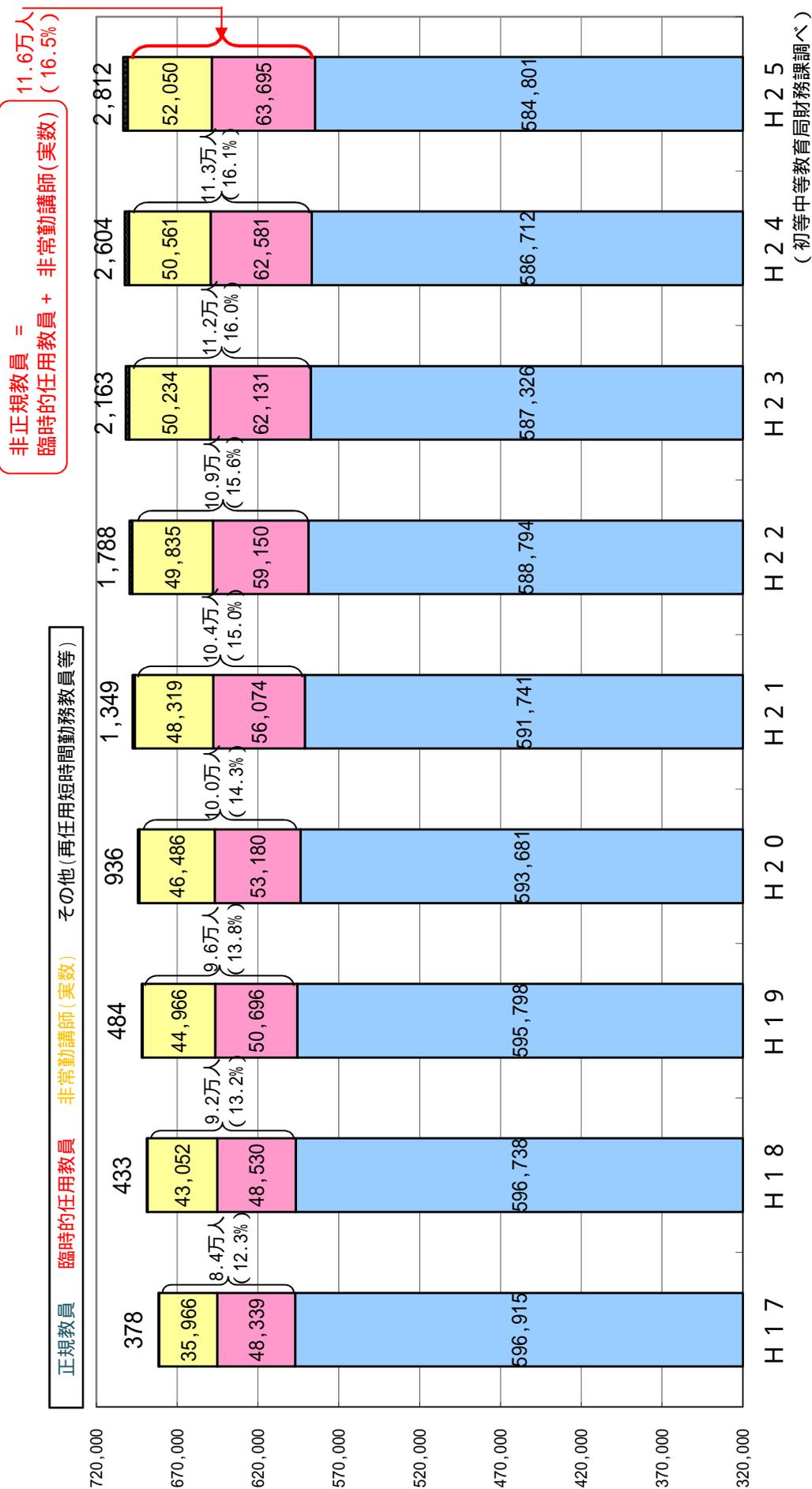
平均年齢

44.0歳



平成26年3月31日現在(初等中等教育局財務課調べ)

# 公立小・中学校の正規教員と非正規教員の推移（H17～H25）



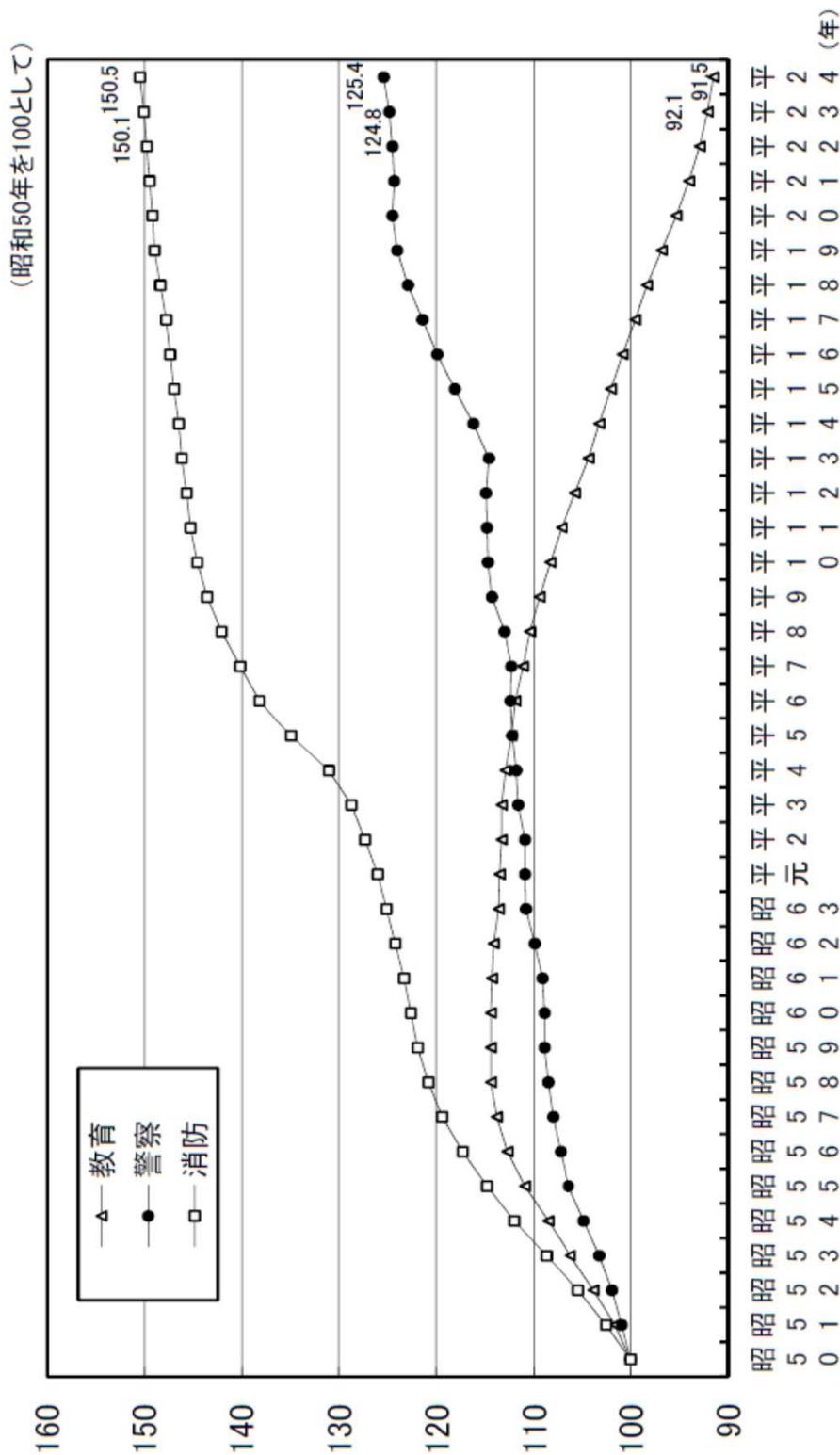
各年度5月1日現在の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び栄養教諭の数。県費負担教職員に加え、市町村費で任用されている教員(教諭、非常勤講師等)を含む。

「非常勤講師(実数)」の数は、勤務時間による常勤換算はせず、5月1日の任用者をそれぞれ1人としてカウントした実人数。

「臨時的任用教員」には、標準法定数の対象外として任用されている産休代替者及び育児休業代替者が含まれている。

# 学校と警察・消防の職員数の比較

○職員の絶対数の推移で見れば、教育は減少している一方で、警察・消防は人口減少に関わらず増加しており、教育は決して優遇されていない。



(出典) 地方公共団体定員管理調査(平成24年)